

1. ドローンの法的区分と規制内容 ----- 2～3
2. 福岡空港周辺での規制とその確認方法等 ----- 4
3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法 ----- 5～13
4. 航空法に係る確認方法 ----- 14～48
5. 小型無人機等飛行禁止法と航空法の関係 ----- 49～52
6. 飛行させる場合のお願い(飛行計画の登録) ----- 53～56

注: 本説明は小型無人機等飛行禁止法及び航空法(空港等周辺関連)に関するものに限られており、実際の飛行にあたっては航空法上のその他の規制(人口集中地区上空等)、条例(公園等)などの、当該場所にかかっているその他の規制は別途確認する必要があります。

問い合わせ先：福岡国際空港株式会社 092-623-0637
drone@fukuoka-airport.co.jp

1. ドローンの法的区分と規制内容

【航空法及び小型無人機等飛行禁止法の概要】

➤ 各法令の規制内容の概要

			100グラム以上(※2)のドローン	100グラム未満(※2)のドローン
小型無人機等 飛行禁止法 (※1)	機器の区分		「小型無人機」	
	規制	適用条文	第10条(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)	
		趣旨・ 規制内容	● 国の重要施設に対する危険を未然に防止 ・ 対象施設(指定された空港含む)周辺地域の上空での飛行禁止	
航空法	機器の区分		「無人航空機」	「模型航空機」(「無人航空機」から除外)
	規制	適用条文	第11章 無人航空機 第4節 無人航空機の飛行 第132条の85(飛行の禁止空域)	第10章 雑則 第134条の3(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)
		趣旨・ 規制内容	● 航空機の安全確保(第1項第1号) ・ 航空機の離着陸が行われる空港周辺 ・ 警察、消防活動等の緊急用務が想定される空域(2021年6月～) ・ 航空機が飛行している高度(最低飛行高度(対地150m)以上) ● 人・家屋の安全確保(第1項第2号) ・ 人口密集地での飛行禁止	● 管制圏等での飛行安全確保 ・ ロケットの打上げその他の行為の禁止(空港の制限表面上空や緊急用務空域等での模型航空機の飛行禁止を含む) ⇒ 空港の周辺では無人航空機とほぼ同様の規制(実質的な相違は後述)

※1 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(平成28年法律第9号)

※2 2022年6月20日に200グラム以上から100グラム以上に変更。標準形態で100グラム未満であっても大容量バッテリー搭載で100グラムを超過すると「無人航空機」扱いとなる

1. ドローンの法的区分と規制内容

【航空法及び小型無人機等飛行禁止法の概要】

➤ 各法令の規制対象機器

小型無人機等飛行禁止法

「特定航空用機器」

- 航空機(飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船など)以外の人が飛行することができるもの

- ◆ 気球
- ◆ ハンググライダー
- ◆ パラグライダー
- ◆ 1人乗りヘリコプター
- ◆ ロケットベルト



「小型無人機」

- 構造上人が乗ることができないもの
- 遠隔操作又は自動操縦
- 重量面での除外はなし



ドローンや
ラジコン機
(100グラム未満を含む)

航空法

「無人航空機」

- 構造上人が乗ることができないもの

- ◆ 飛行機
- ◆ 回転翼航空機
- ◆ 滑空機
- ◆ 飛行船 など

- 遠隔操作又は自動操縦
- 100グラム(※)未満を除く



ドローンや
ラジコン機
(100グラム(※)
以上)

※: 2022年6月20日に200グラム以上から100グラム以上に変更

2. 福岡空港周辺での規制とその確認方法等

適用法規	小型無人機等飛行禁止法	航空法	
区分	小型無人機 (重量によらず全てのドローン)	無人航空機 (100グラム以上のドローン)	模型航空機 (100グラム未満のドローン)
規制	● 空港の区域(敷地の範囲と同じ)とその周辺概ね1,000m(※)の範囲は、高度にかかわらず飛行禁止	● 空港の敷地及び一部の制限表面(進入表面、転移表面)に係る場所は高度にかかわらず飛行禁止 ● その他の制限表面(水平表面、延長進入表面、円錐表面、外側水平表面)に係る場所はそれぞれの制限高より高い高度は飛行禁止	● 空港の制限表面に係る場所はそれぞれの制限高より高い高度は飛行禁止
確認方法	● 本資料の8～10ページの地図で概ねの位置が確認できます。ただし、地図には作図上の誤差が含まれているため、飛行予定場所が境界線に近い場合は対象空港管理者である福岡国際空港株式会社に確認して下さい。	● 「地理院地図」で空港の敷地にあたるか、どの制限表面にあたるか及び当該場所の概ねの地盤高が確認できます(本資料の30～32ページ、41から45ページ参照)。 ● 「福岡空港高さ制限回答システム」で、当該場所の制限高(標高)が確認できます(本資料の33～40ページ参照)。 ● 上空のみが飛行禁止の場合は、制限高(標高)から地盤高を差し引いた値が飛行許可無しに飛行可能な対地高度の上限となります。	● 「地理院地図」でどの制限表面にあたるか、その場所の地盤高(標高)が確認できます(本資料の30～32ページ、41から45ページ参照)。 ● 「福岡空港高さ制限回答システム」で、当該場所の概ねの制限高(標高)が確認できます(本資料の33～40ページ参照)。 ● 制限高(標高)から地盤高(標高)を差し引いた値が飛行可能な対地高度の上限となります。
飛行するために必要な事項	● 基本的には対象空港管理者の同意が必要ですが、周辺地域においては土地の所有者がその土地の上空で飛行させる場合など、事前の通報のみで飛行できる場合があります。	● 空港設置管理者である福岡国際空港株式会社との事前調整を行い、その調整結果を添えて無人航空機の空港周辺における飛行許可を申請することにより、飛行許可が得られる場合があります。	● 航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可を申請することにより、飛行許可が得られる場合があります。

※ 2026年7月14日、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、従前の概ね300mの範囲が概ね1,000mに拡大

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

【飛行禁止場所の確認と手続きの流れ】

福岡国際空港株式会社(空港管理者)に問い合わせて当該場所が該当するか確認
(併せて航空法上の飛行許可の要否を確認)

空港の区域(敷地)にかかる場合

航空法上の許可申請・
取得(100グラム以上
の場合は必須。未満の
場合も必要な場合有り)

福岡国際空港株
式会社に対し飛行
の同意を申請※

同意を得た場合は飛行の48時間前まで
に公安委員会へ飛行前の通報を実施

周辺地域(区域以外)にかかる場合

下記①、②
に該当しない

福岡国際空
港株式会社
に対し飛行の
同意を申請

下記①、②
に該当する

必要に応じ、
航空法上の許
可申請・取得

飛行の48時間前ま
でに空港管理者及び
公安委員会へ飛行
前の通報を実施

※:極めて公共性が高い場合など
を除き、基本的には同意は致し
かねます。

- ① 土地の所有者若しくは占有者(正当な権限を有する者に限る)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行
- ② 国又は地方公共団体の業務を実施する者が行う小型無人機等の飛行

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

【福岡空港に係る飛行禁止場所】

➤ ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)による確認方法①

国土交通省

DIPS

使い方

よくある質問・
お問い合わせ

さん

メニュー > 飛行計画検索

開始日時
2026/07/14 00:00

終了日時
2026/07/14 23:59

検索件数 0件

キャンセル 検索

航空法

- ☐ 空港等の周辺空域
- ☐ 人口集中地区
- ☐ 緊急用務空域
- ☐ 有人機離着陸エリア
- ☐ 試験飛行届出エリア
- ☐ リモートID特定区域

小型無人機等飛行禁止法

- ☒ レッドゾーン
- ☒ イエローゾーン
- ☐ その他

DIPS2.0の「飛行計画の登録」又は「飛行計画の参照」画面において、「禁止エリア表示」の「レッドゾーン」及び「イエローゾーン」をチェックすることにより表示される。
(「飛行計画登録」画面ではデフォルトで全ての禁止エリアが表示となっている。)

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

【福岡空港に係る飛行禁止場所】

➤ ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)による確認方法②

国土交通省

DIPS

使い方

よくある質問・
お問い合わせ

さん

メニュー > 飛行計画検索

開始日時

2026/07/14 00:00

終了日時

2026/07/14 23:59

検索件数 0件

キャンセル

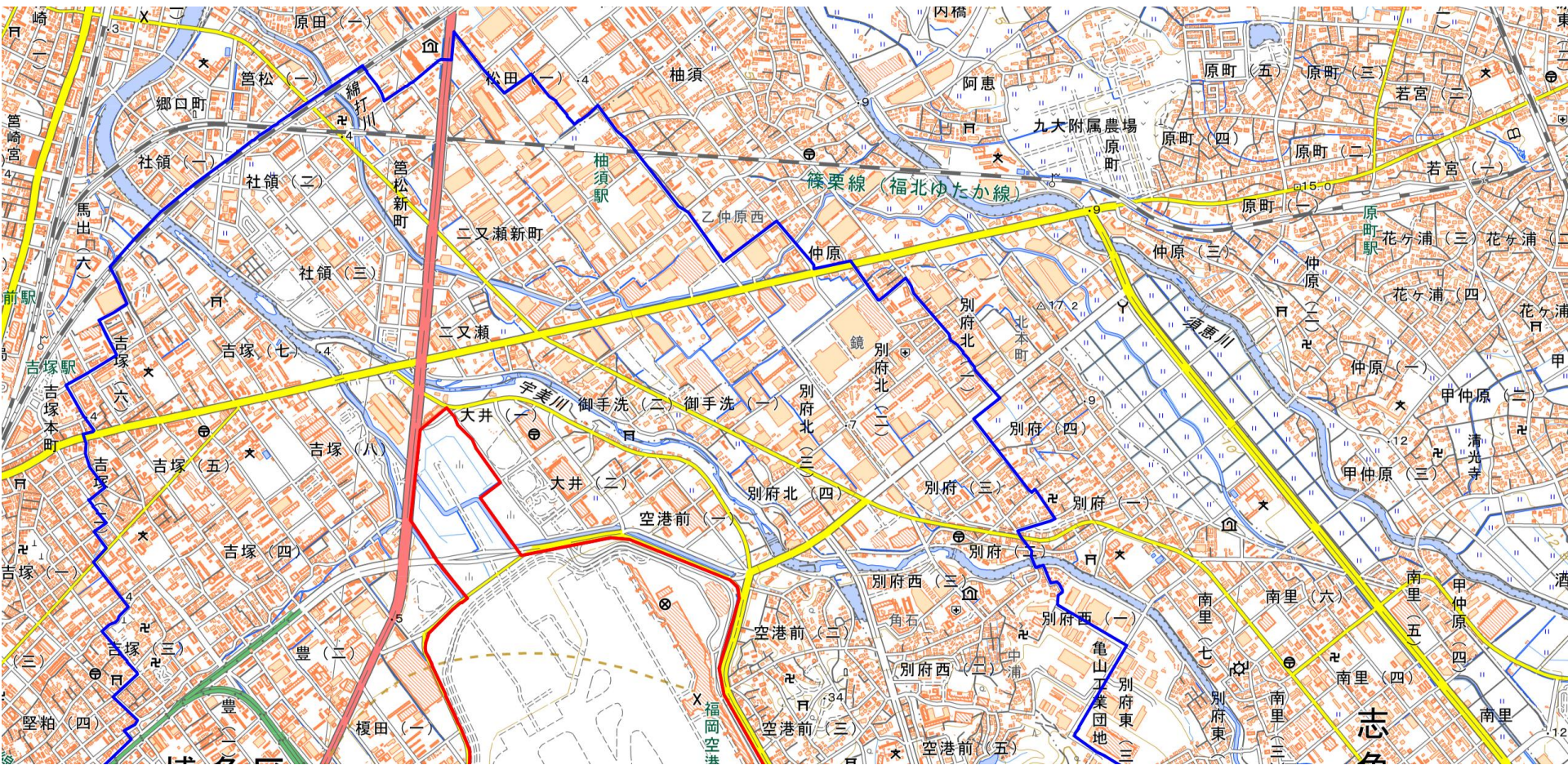
検索



当該エリアをクリックすることで禁止エリア説明がポップアップする。
表示されたURLにアクセスすると説明を確認することができる。

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

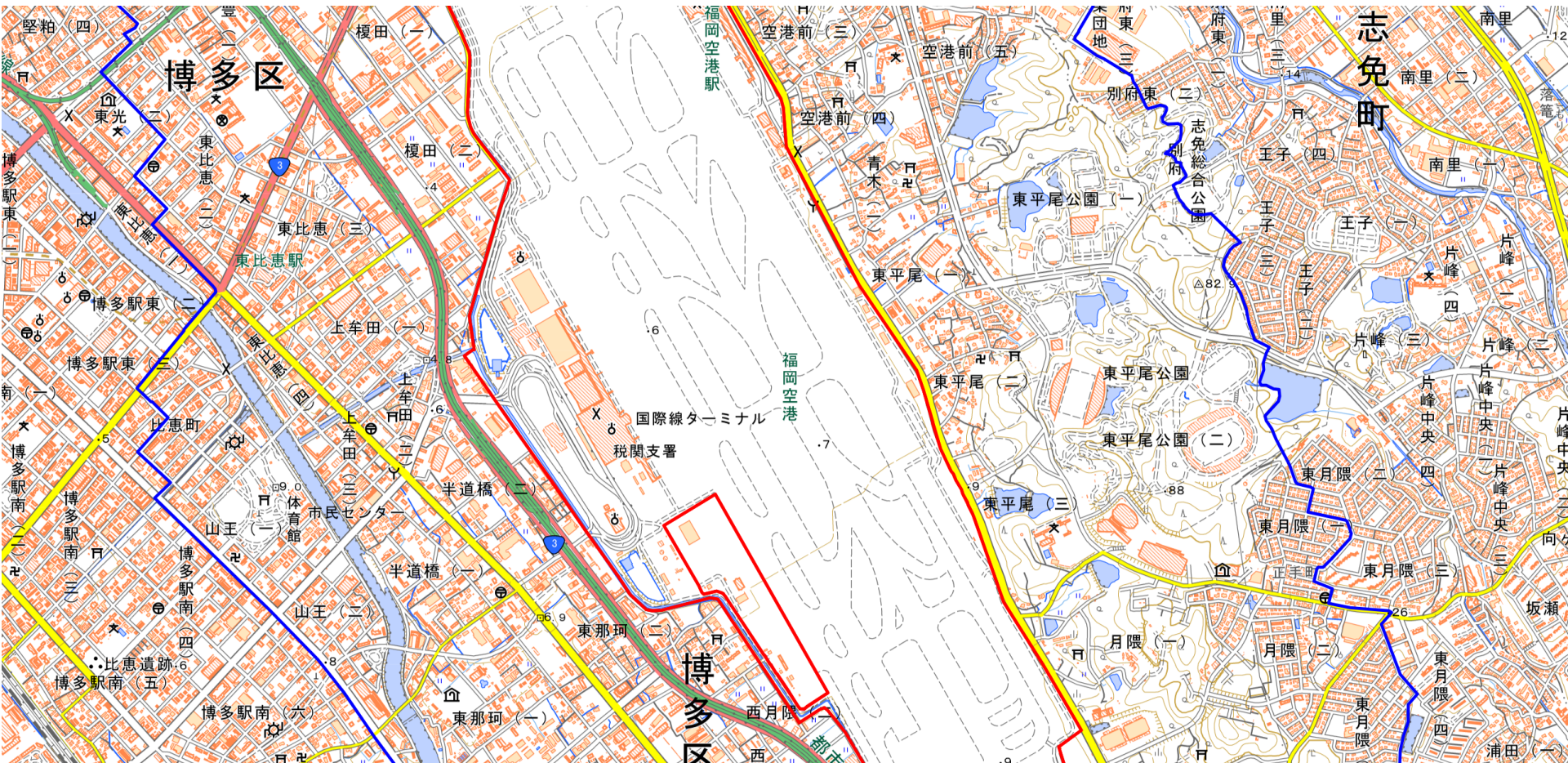
【福岡空港に係る飛行禁止場所 概要図(1)】



※: 赤線で囲まれた場所が空港の区域、青線で囲まれた場所が空港の周辺地域となり、いずれも飛行禁止の対象です。地図には作図上の誤差が含まれているため、飛行予定場所が境界線に近い場合は空港管理者である福岡国際空港株式会社に確認して下さい。

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

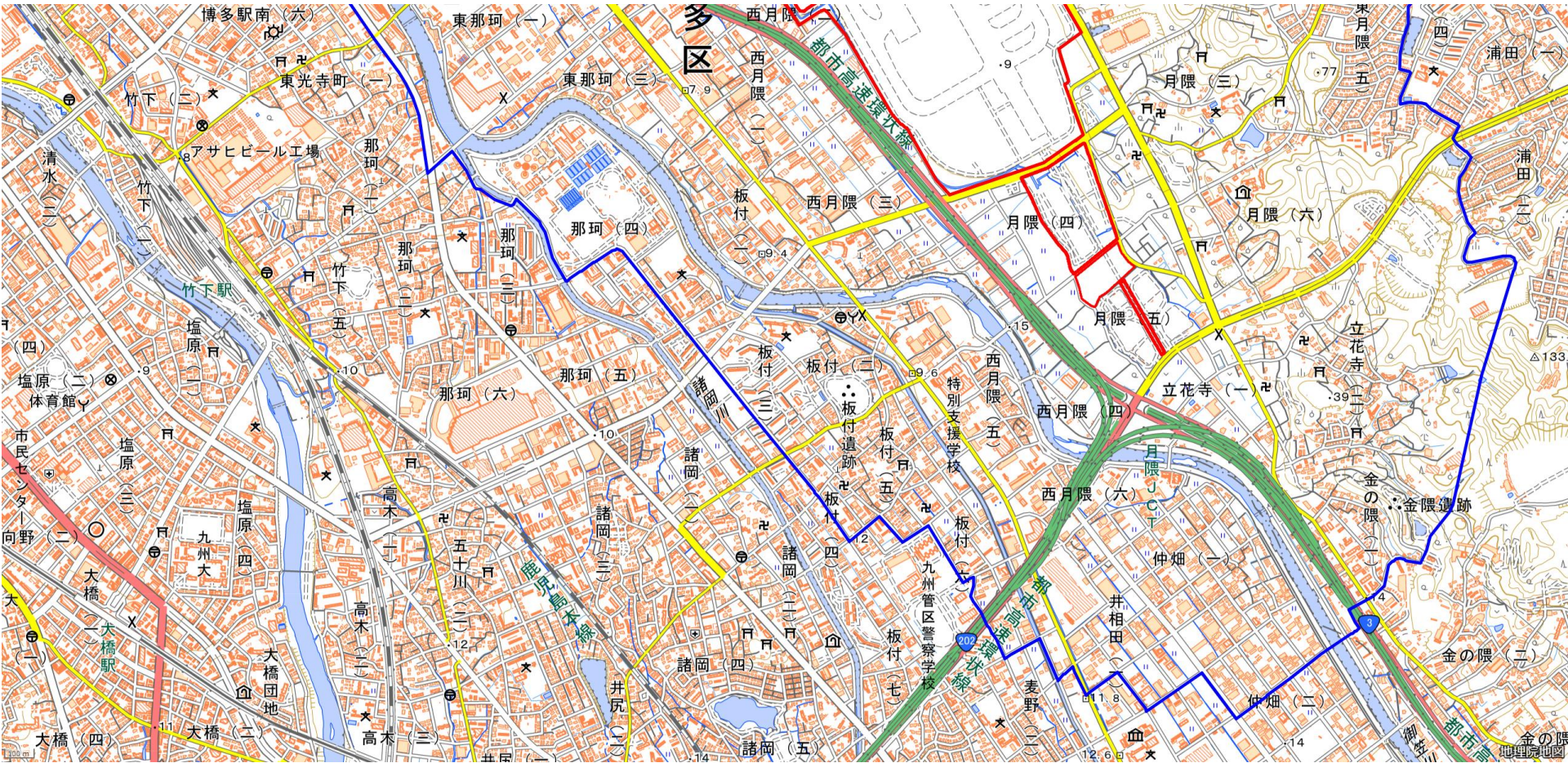
【福岡空港に係る飛行禁止場所 概要図(2)】



※: 赤線で囲まれた場所が空港の区域、青線で囲まれた場所が空港の周辺地域となり、いずれも飛行禁止の対象です。地図には作図上の誤差が含まれているため、飛行予定場所が境界線に近い場合は空港管理者である福岡国際空港株式会社に確認して下さい。

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

【福岡空港に係る飛行禁止場所 概要図(3)】



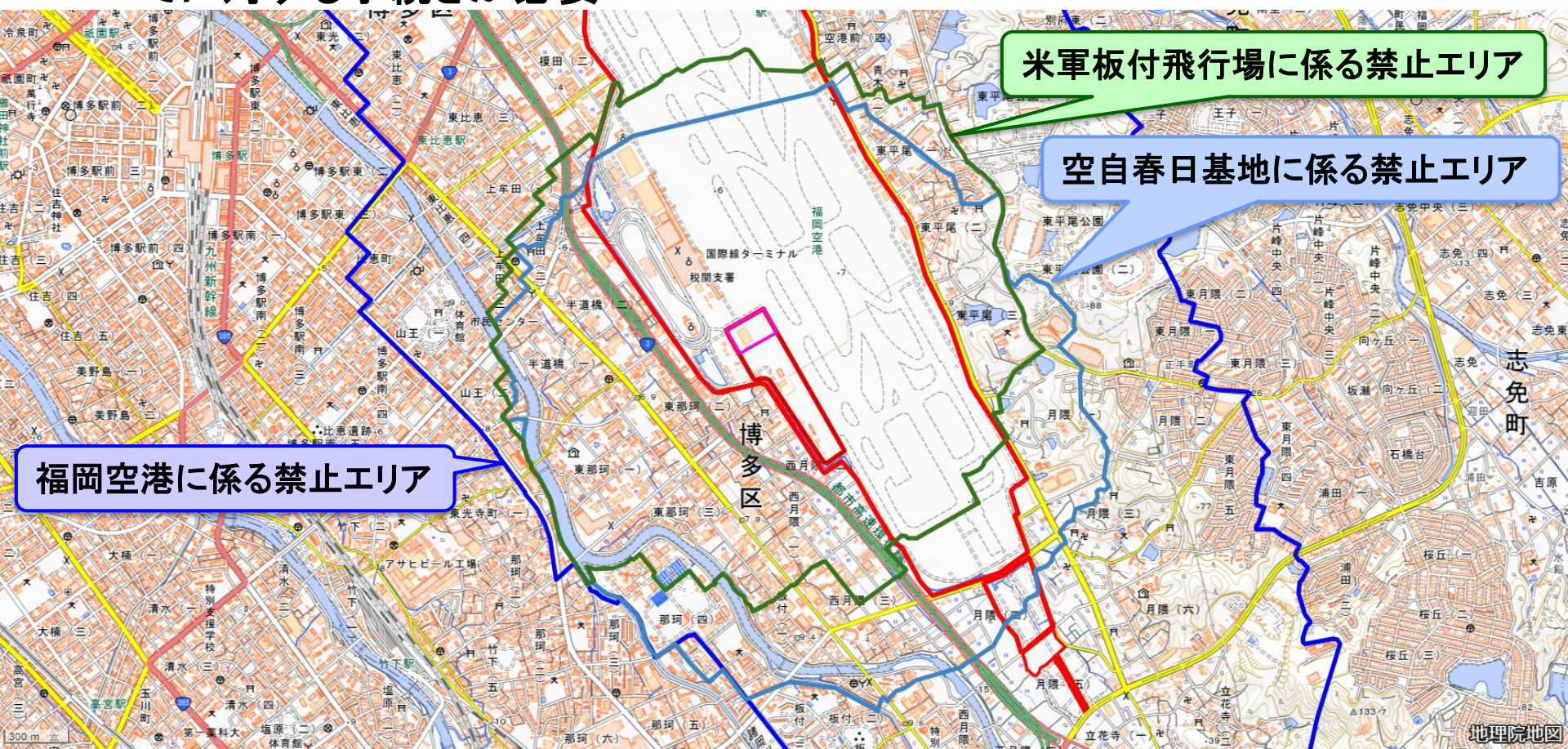
※: 赤線で囲まれた場所が空港の区域、青線で囲まれた場所が空港の周辺地域となり、いずれも飛行禁止の対象です。地図には作図上の誤差が含まれているため、飛行予定場所が境界線に近い場合は空港管理者である福岡国際空港株式会社に確認して下さい。

3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

【福岡空港に係る飛行禁止場所(参考)】

➤ 福岡空港内の対象防衛関連施設

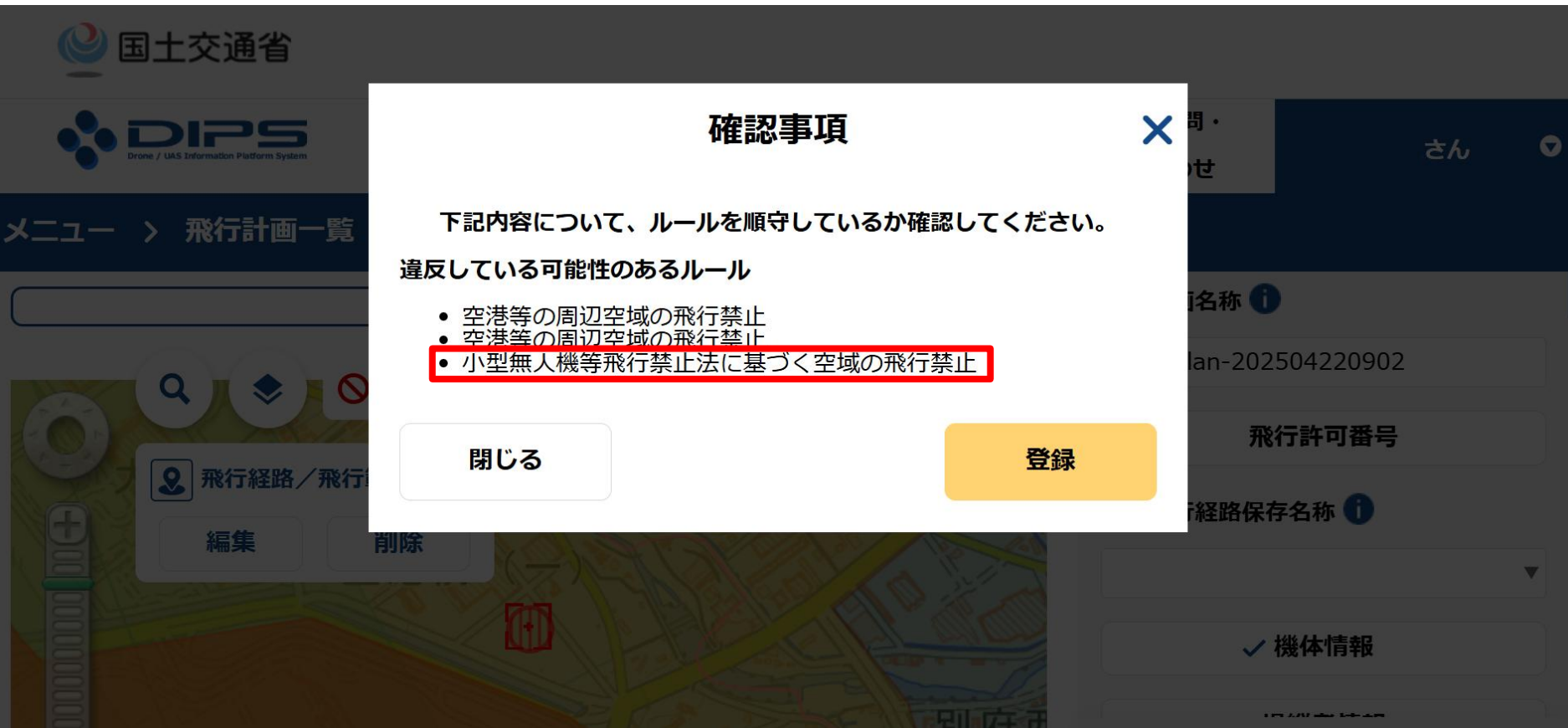
- ◆ 福岡空港内には航空自衛隊春日基地の一部及び米軍板付飛行場が所在しており、2つ以上の対象施設の飛行禁止エリアにかかる場合にはそれらすべてに対する手続きが必要



3. 小型無人機等飛行禁止法に係る確認方法

【福岡空港に係る飛行禁止場所】

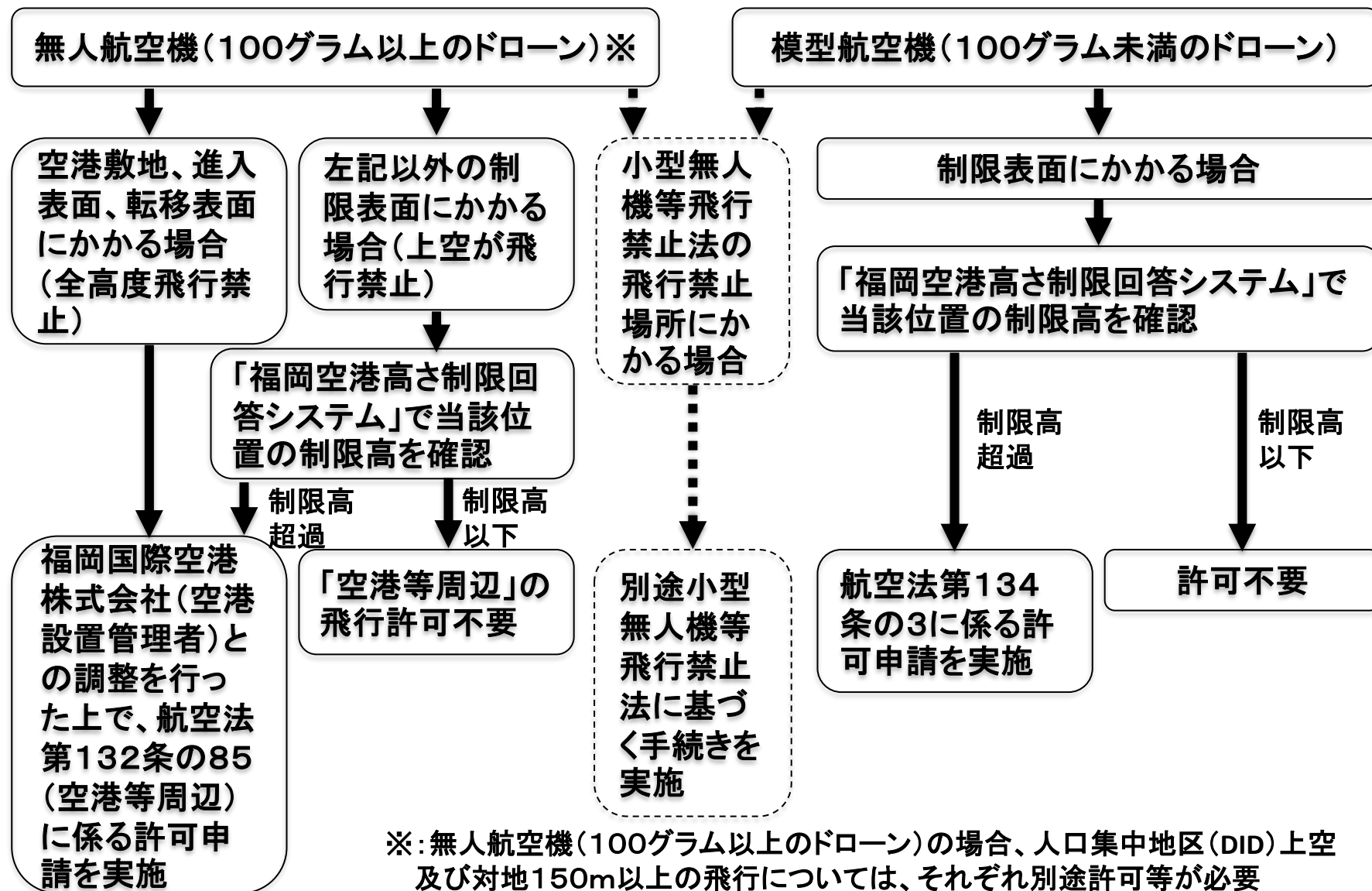
➤ ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)による確認方法



※:ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)において飛行計画を登録する際に、「**小型無人機等飛行禁止法に基づく空域の飛行禁止**」という確認事項が表示された際は、同法に基づく対象空港管理者である福岡国際空港株式会社に確認して下さい。

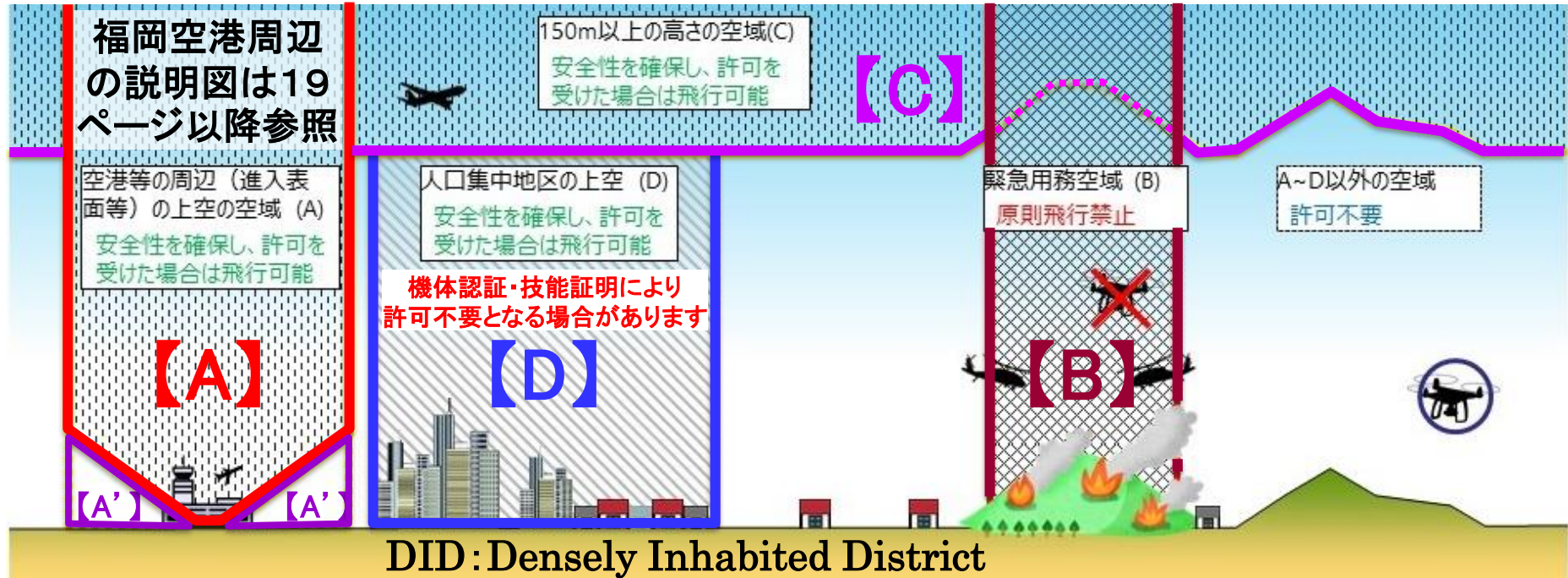
4. 航空法に係る確認方法

【飛行禁止場所の確認と手続きの流れ】



4. 航空法に係る確認方法

【無人航空機の飛行禁止空域の概要】



【A】	【A'】	【B】	【C】	航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域 (航空法第132条の85第1項第1号)
【D】				人又は家屋の密集している地域(人口集中地区(「DID」※))の上空 (航空法第132条の85第1項第2号)

【「空港等の周辺」とは】

- 「**空港等の周辺**」の飛行禁止空域は航空法に基づき航空機が安全に離着陸するために設定された、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておくための「**制限表面**」との関係によって**ほぼ一義的に定義**されています。**基本的に航空機のために確保された制限表面の上空が飛行禁止であり3次元の概念です。**福岡空港の進入表面と転移表面については全高度帯が飛行禁止です。

◆ 全空港に設定

進入表面：進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保するために必要な表面

水平表面：空港周辺での旋回飛行等低空飛行の安全を確保するために必要な表面

転移表面：進入をやり直す場合等の側面方向への飛行の安全を確保するために必要な表面

- ◆ 東京(羽田)・成田・中部・関西国際空港及び政令空港(釧路・函館・仙台・大阪国際・松山・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・那覇の各空港)に設定

円錐表面：大型化及び高速化により旋回半径が増大した航空機の空港周辺での旋回飛行等の安全を確保するために必要な表面

延長進入表面：精密進入方式による航空機の最終直線進入の安全を確保するために必要な表面

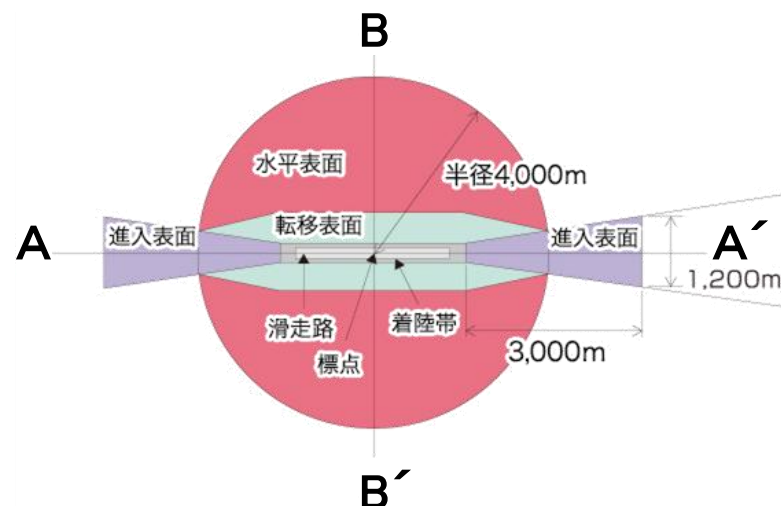
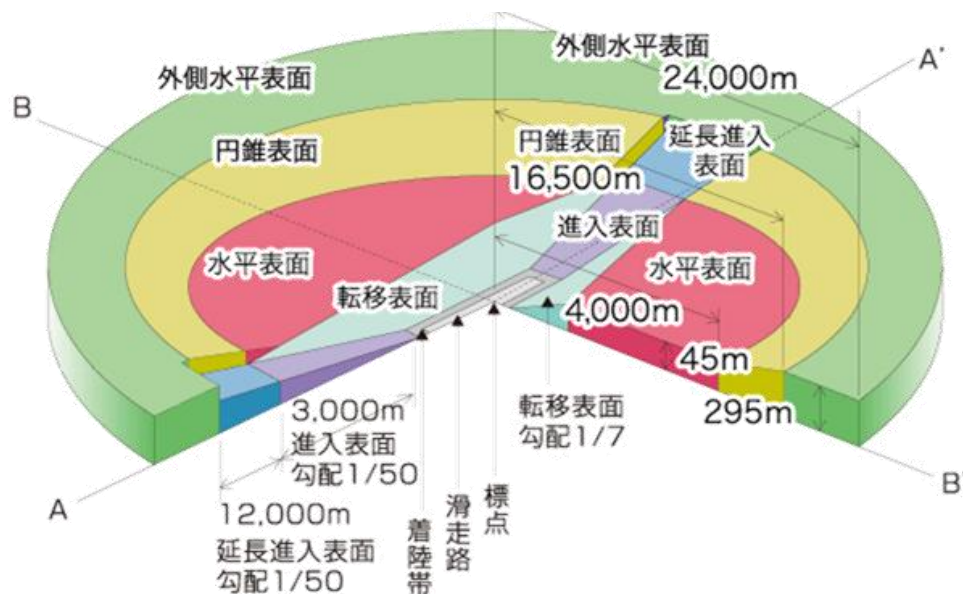
外側水平表面：航空機が最終直線進入を行うまでの経路の安全を確保するために必要な表面

- **主要8空港**(小型無人機等飛行禁止法の対象空港(敷地・区域上空が飛行禁止)と共通)については、「制限表面」とは別に、航空機の運航経路とは必ずしも関係しない**敷地上空も飛行禁止**です。

4. 航空法に係る確認方法

【「制限表面」の概要】

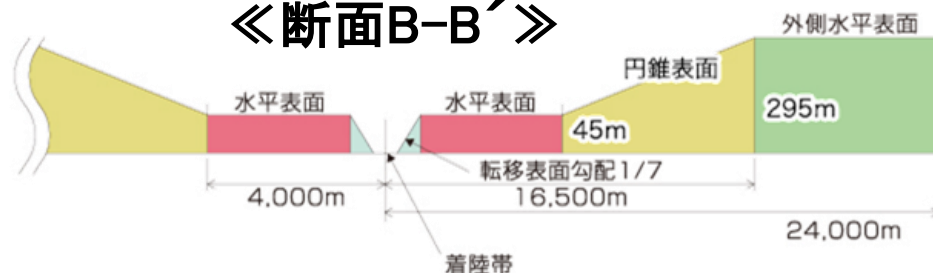
《全体図》



《断面A-A'》



《断面B-B'》



空港の《標点》や《着陸帯》を基準に設定されており、その高さは**標高**(※)で示されています。

一例：福岡空港水平表面

標点(標高9.1m) + 45m = 標高54.1m

※東京湾の平均海面を0mの基準面とした基準面からの高さ(近隣の海面からの高さは海拔と呼称)

4. 航空法に係る確認方法

【改正航空法(令和4年12月5日施行)による制度変更】

無人航空機の機体認証・型式認証制度及び無人航空機操縦者技能証明制度等の創設を規定した改正航空法が施行され、同制度の下、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行は「特定飛行」と定義され、無人航空機の飛行形態をリスクに応じた3つのカテゴリー(リスクの高いものからカテゴリーⅢ、Ⅱ、Ⅰ)に分類することとされました。

【「特定飛行」に該当する飛行】

＜＜飛行する空域＞＞

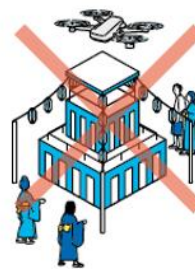


＜＜飛行の方法＞＞

夜間での飛行



催し場所上空での飛行



目視外での飛行



危険物の輸送



人又は物件と距離を確保できない飛行



物件の投下

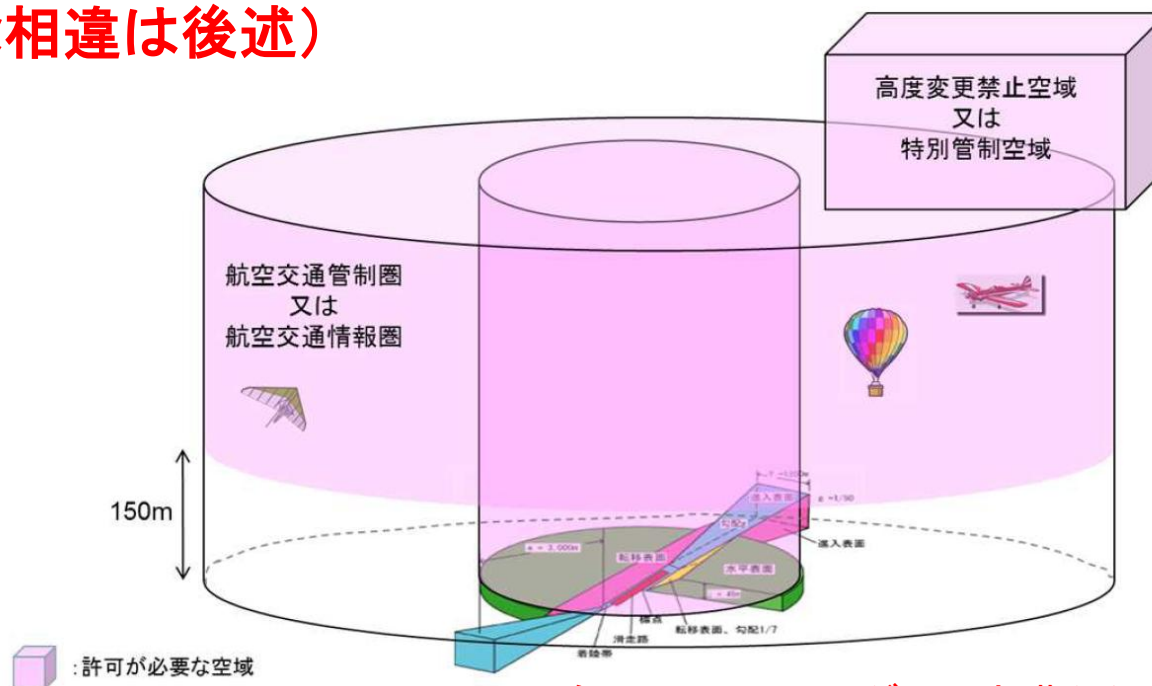


4. 航空法に係る確認方法

【「模型航空機」にも適用される規制】

- 「無人航空機」から除外された100グラム未満(※)の「模型航空機」であっても、平成27年の改正以前からあった、航空法第134条の3(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規制が引き続き適用されています。
- 福岡空港周辺では、制限表面の上空での「模型航空機」の飛行は、国土交通大臣の許可が必要です。

⇒空港の周辺では無人航空機とほぼ同様の規制がかかっています
(実質的な相違は後述)



※: 2022年6月20日に200グラム未満から100グラム未満に変更

5. 航空法に係る確認方法

【福岡空港の周辺における飛行禁止空域に関する具体的な説明図】

＜＜広域図＞＞

外側水平表面
(上空が飛行禁止)

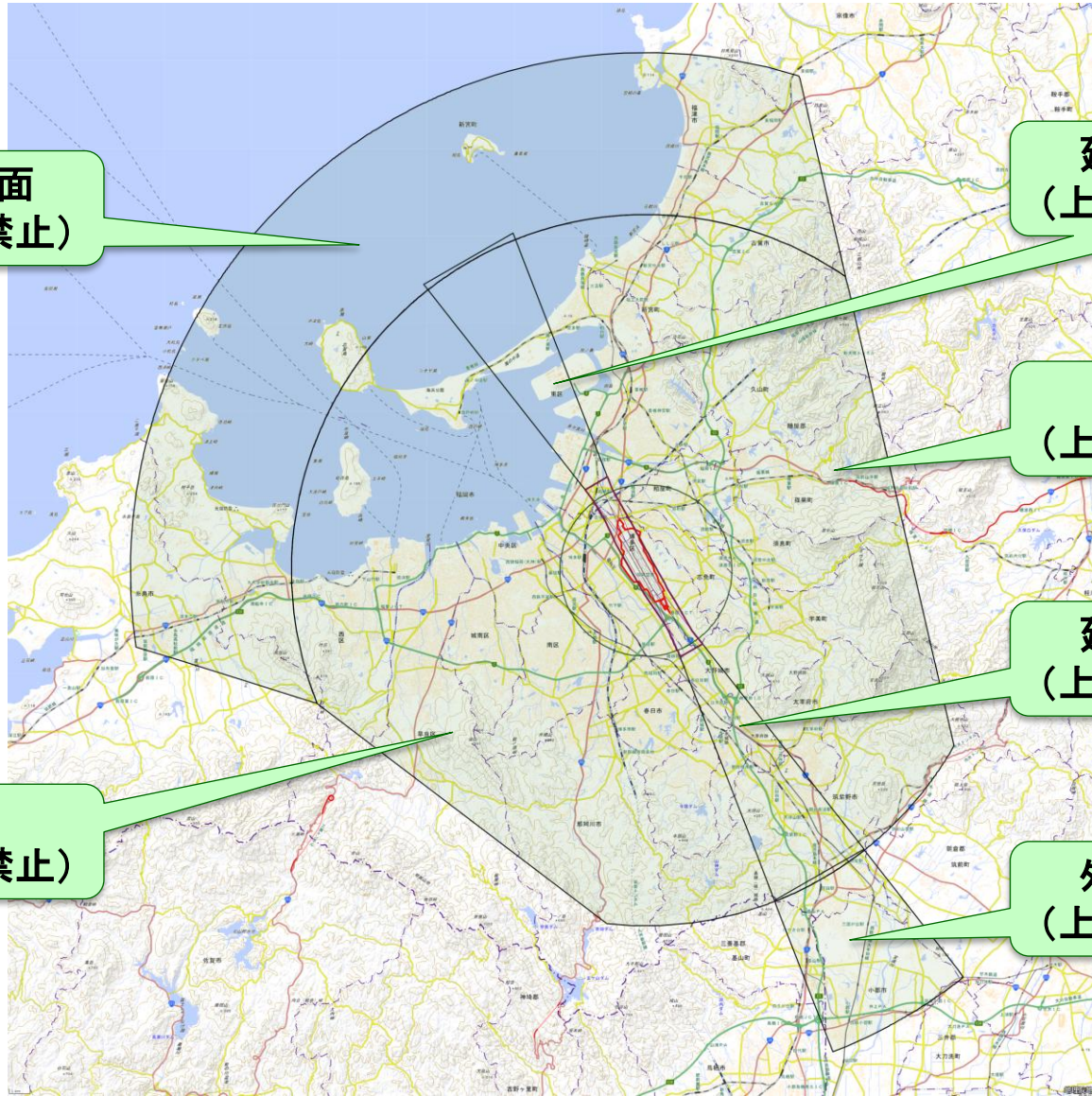
延長進入表面
(上空が飛行禁止)

円錐表面
(上空が飛行禁止)

延長進入表面
(上空が飛行禁止)

円錐表面
(上空が飛行禁止)

外側水平表面
(上空が飛行禁止)



4. 航空法に係る確認方法

【福岡空港の周辺における飛行禁止空域に関する具体的な説明図】

＜＜空港近傍図＞＞

延長進入表面
(上空が飛行禁止)

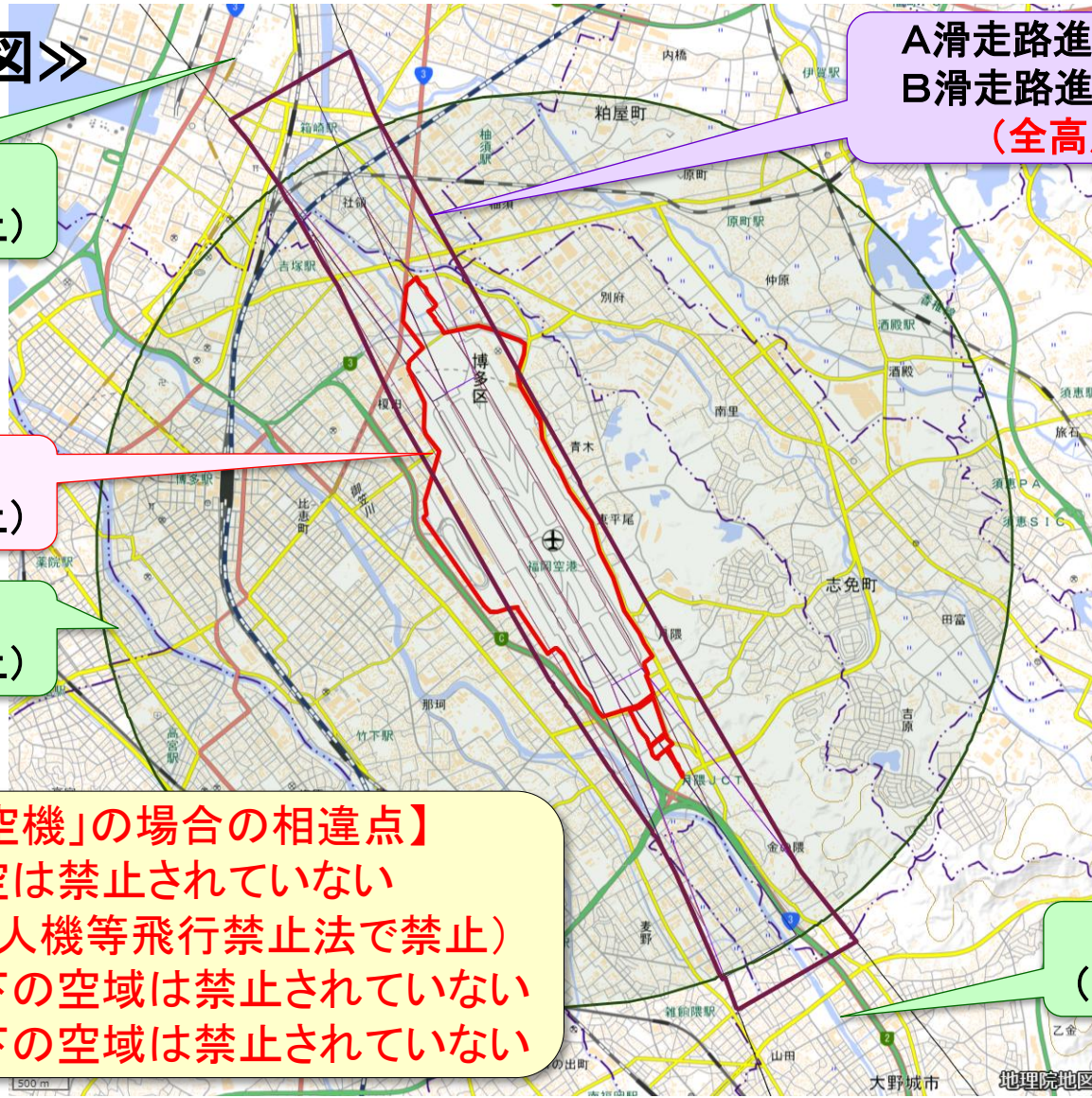
空港敷地
(全高度飛行禁止)

水平表面
(上空が飛行禁止)

A滑走路進入表面・転移表面
B滑走路進入表面・転移表面
(全高度飛行禁止)

- 【「模型航空機」の場合の相違点】
- ◆ 空港敷地上空は禁止されていない
(ただし小型無人機等飛行禁止法で禁止)
 - ◆ 進入表面の下空域は禁止されていない
 - ◆ 進入表面の下空域は禁止されていない

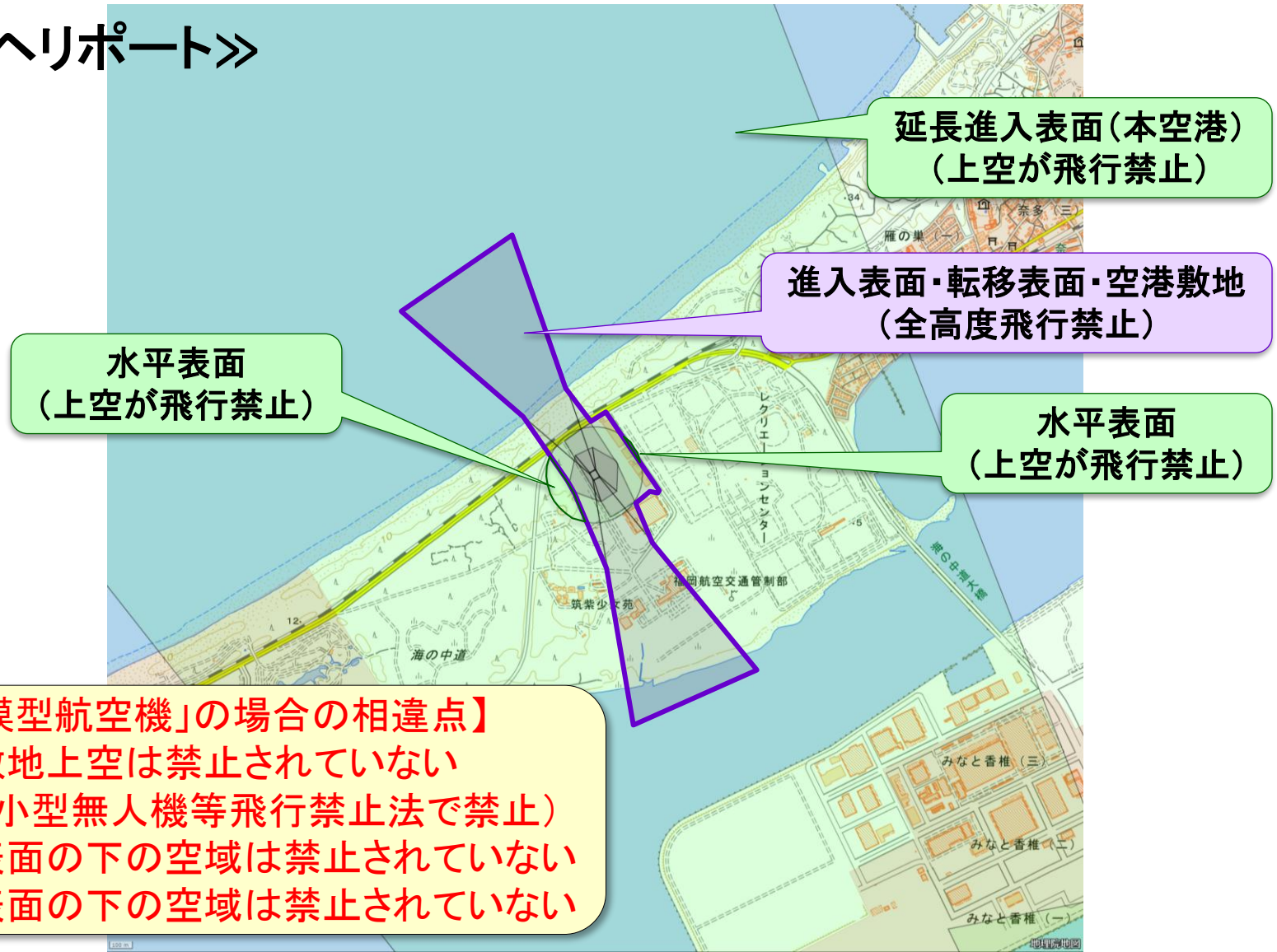
延長進入表面
(上空が飛行禁止)



4. 航空法に係る確認方法

【福岡空港の周辺における飛行禁止空域に関する具体的な説明図】

＜＜奈多ヘリポート＞＞



【「模型航空機」の場合の相違点】

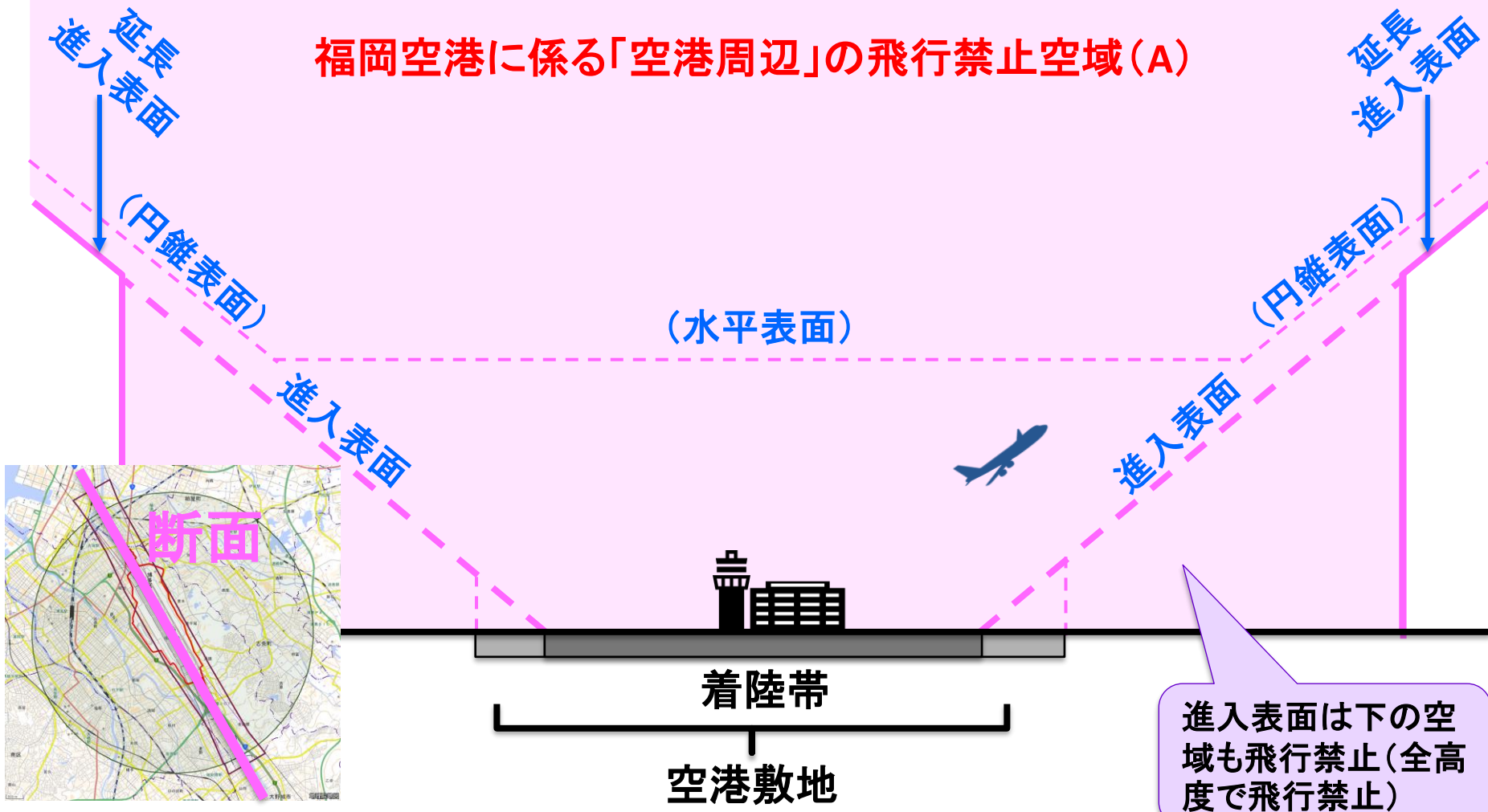
- ◆ 空港敷地上空は禁止されていない
(ただし小型無人機等飛行禁止法で禁止)
- ◆ 進入表面の下空域は禁止されていない
- ◆ 進入表面の下空域は禁止されていない

4. 航空法に係る確認方法

【福岡空港の周辺における飛行禁止空域に関する具体的な説明図】

＜＜空港近傍：滑走路方向の断面図＞＞

福岡空港に係る「空港周辺」の飛行禁止空域(A)



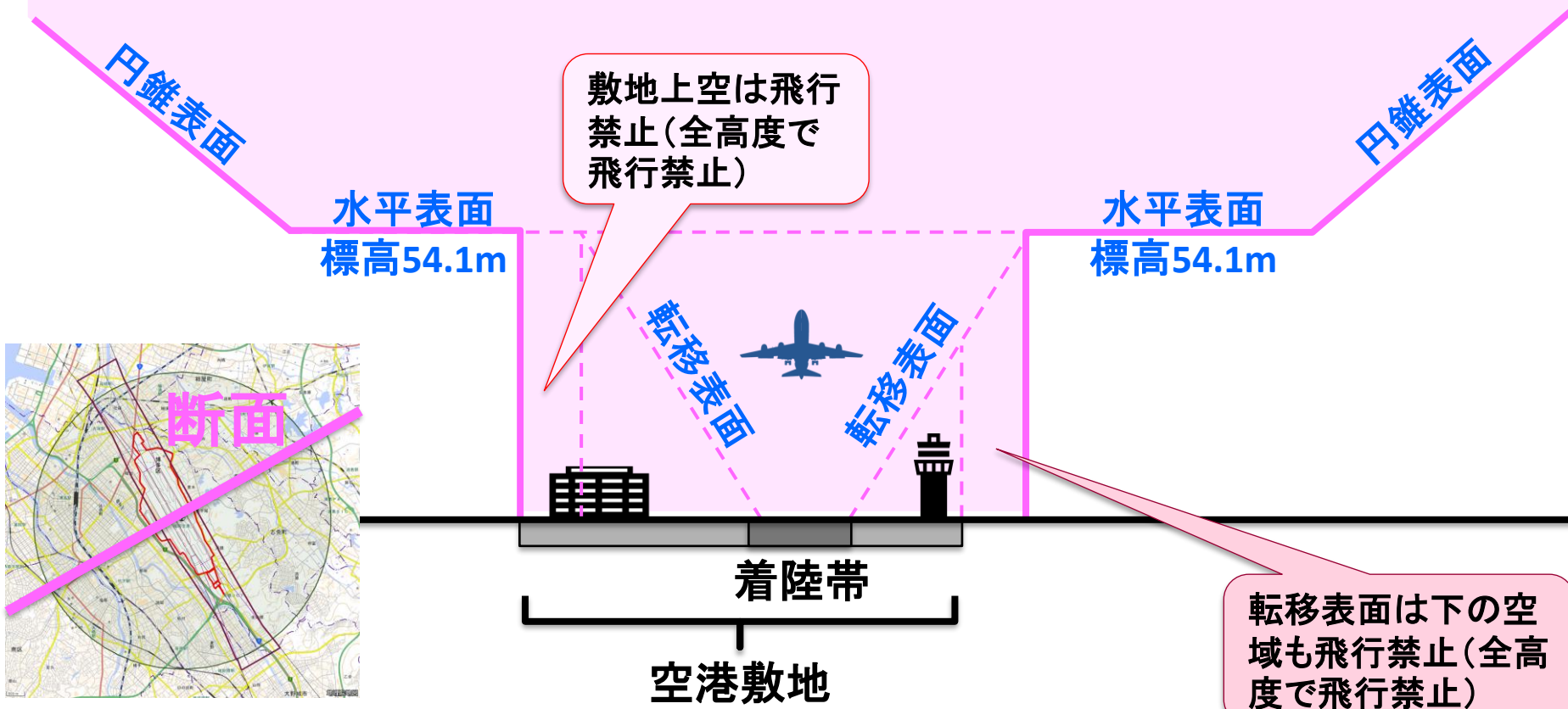
※簡略化のため2本目の滑走路の制限表面は省略しています。

4. 航空法に係る確認方法

【福岡空港の周辺における飛行禁止空域に関する具体的な説明図】

＜＜空港近傍：滑走路横断方向の断面図＞＞

福岡空港に係る「空港周辺」の飛行禁止空域(A)



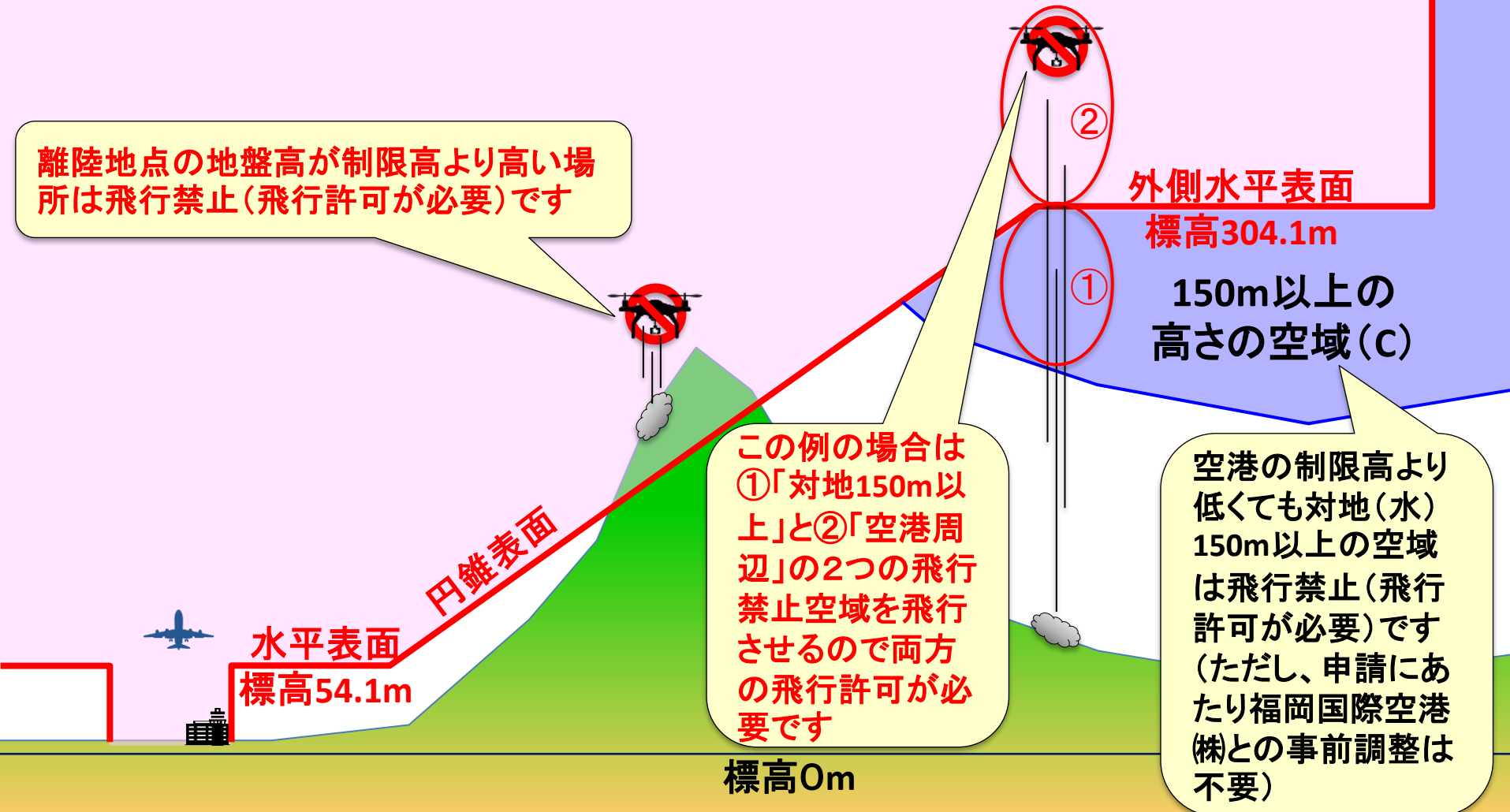
※簡略化のため2本目の滑走路の制限表面は省略しています。

4. 航空法に係る確認方法

【地盤高が制限高を超過している場合等について】

＜＜広域断面図＞＞ 福岡空港に係る「空港周辺」の飛行禁止空域(A)

離陸地点の地盤高が制限高より高い場所は飛行禁止（飛行許可が必要）です



4. 航空法に係る確認方法

【高さ150m以上の高さの飛行禁止空域における除外規定について】

＜＜広域断面図＞＞ 福岡空港に係る「空港周辺」の飛行禁止空域(A)

「高さ150m以上」の飛行禁止空域は、航空法施行規則第236条の71(飛行の禁止空域)第1項第5号で、「前4号(「**空港等周辺**」の飛行禁止空域(第1号～第3号)及び「**緊急用務空域**」(第4号))以外の空域であって」と規定されており、地表・水面からの高さが150m以上であっても制限表面を超過する(「**空港等周辺**」の飛行禁止空域に該当する場合)には「高さ150m以上」の飛行禁止空域にはあたりません。

よって、「**空港等周辺**」の飛行禁止空域内にあっては、「高さ150m以上」の飛行禁止空域において適用されている「**地上又は水上の物件から30メートル以内の空域**」に係る除外規定は、適用されません。

あくまで「**空港等周辺**」の飛行禁止空域であって物件から30m以内の除外規定は適用されない(空港等周辺の飛行禁止空域の飛行許可が必要)

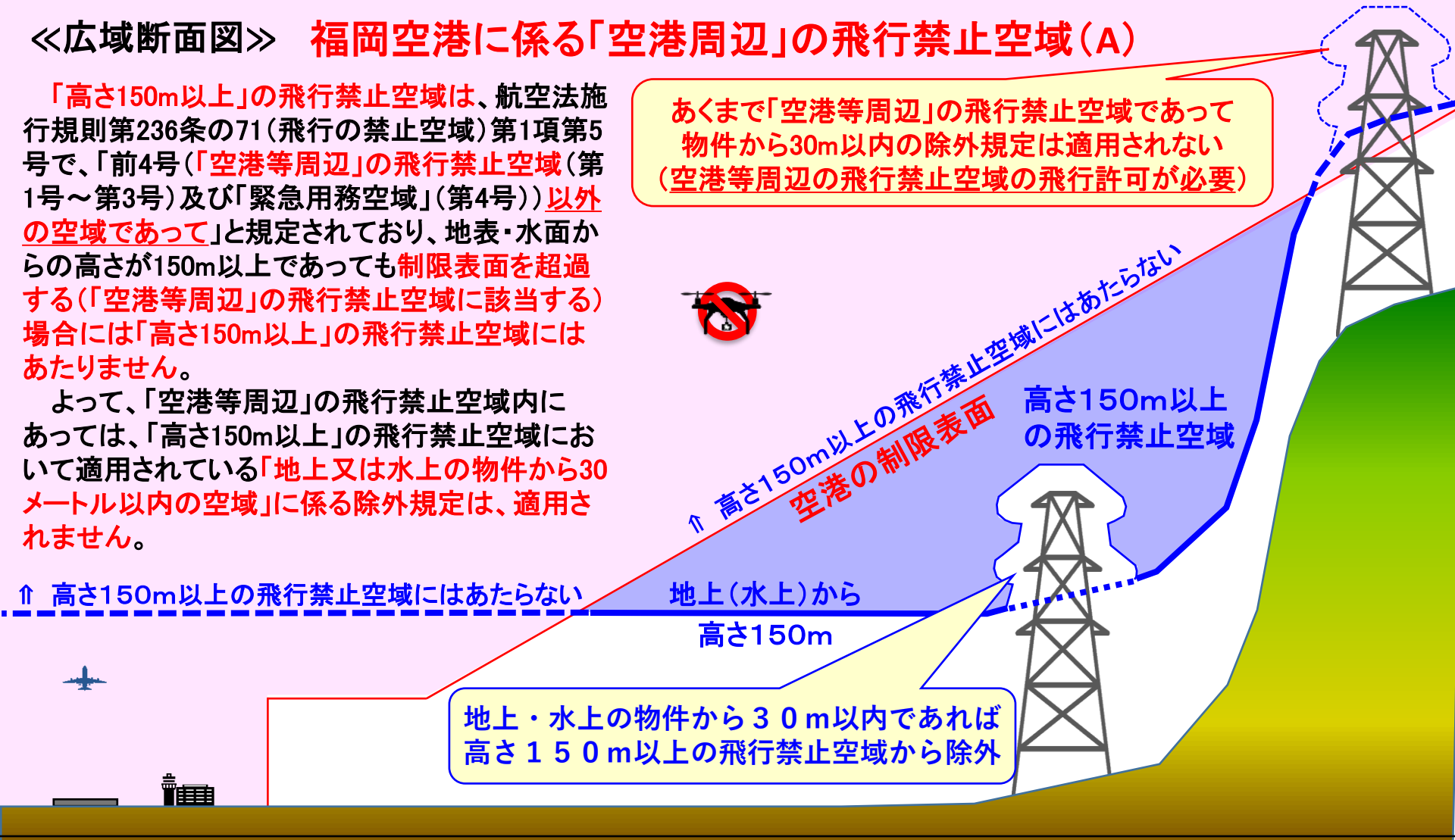


↑ 高さ150m以上の飛行禁止空域にはあたらない
空港の制限表面

高さ150m以上の飛行禁止空域

地上(水上)から
高さ150m

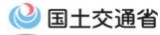
地上・水上の物件から30m以内であれば
高さ150m以上の飛行禁止空域から除外



4. 航空法に係る確認方法

【制限表面等の確認方法】

➤ ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)による確認方法①



使い方

よくある質問・
お問い合わせ

さん

メニュー > 飛行計画検索

開始日時
2025/04/22 00:00

終了日時
2025/04/22 23:59

検索件数 0件

キャンセル 検索

禁止エリア表示

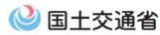
- 航空法
 - ☒ 空港等の周辺空域
 - ☐ 人口集中地区
 - ☐ 緊急用務空域
 - ☐ 有人機離発着エリア
 - ☐ 試験飛行届出エリア
 - ☐ リモートID特定区域
- 小型無人機等飛行禁止法
 - ☐ レッドゾーン
 - ☐ イエローゾーン
- その他

DIPS2.0の「飛行計画の登録」又は「飛行計画の参照」画面において、「禁止エリア表示」の「空港等の周辺空域」をチェックすることにより表示される。（「飛行計画登録」画面ではデフォルトで全ての禁止エリアが表示となっている。）

4. 航空法に係る確認方法

【制限表面等の確認方法】

➤ ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)による確認方法②



使い方

よくある質問・
お問い合わせ

さん

メニュー > 飛行計画検索

開始日時

2025/04/22 00:00

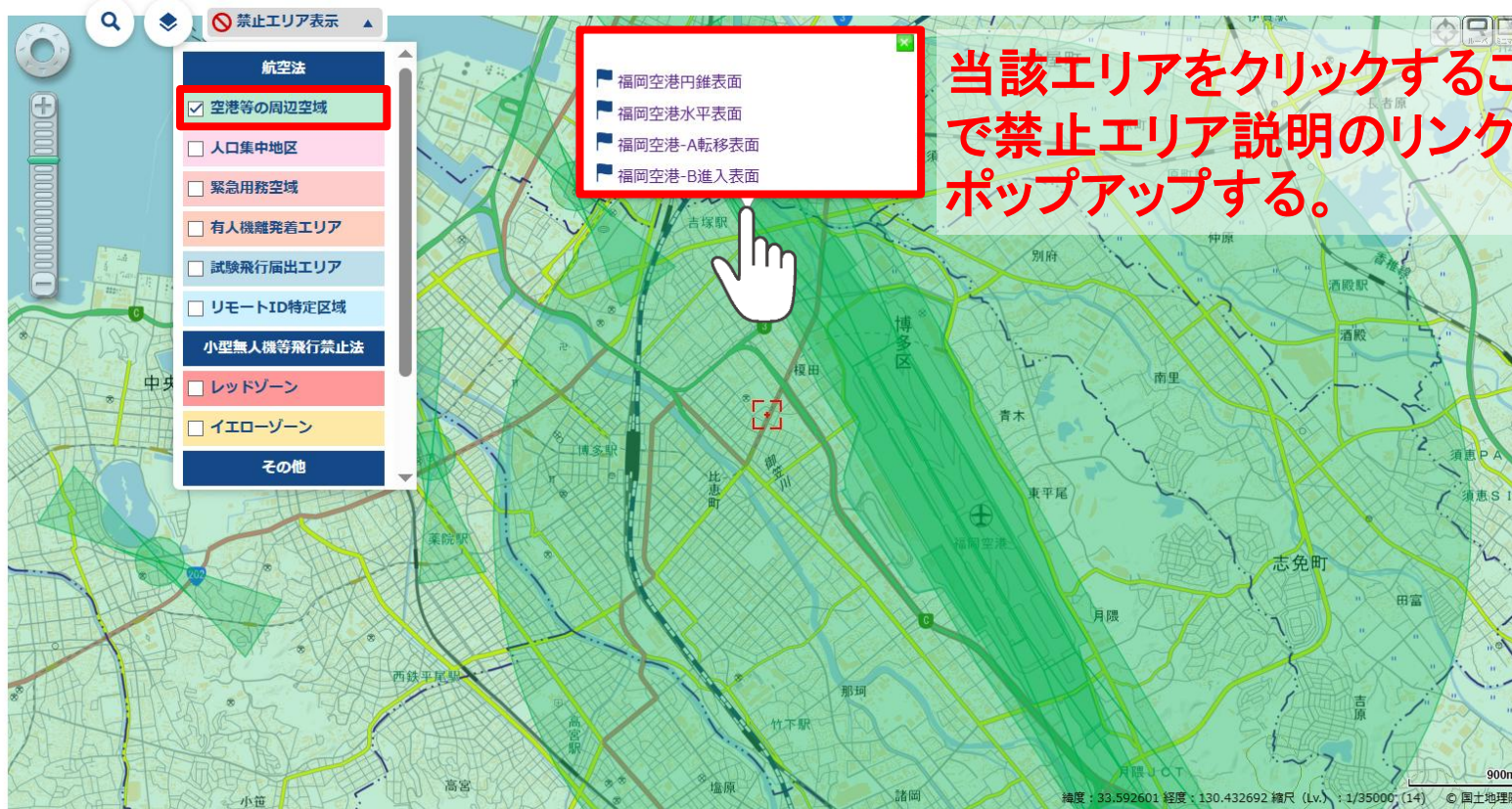
終了日時

2025/04/22 23:59

検索件数 0件

キャンセル

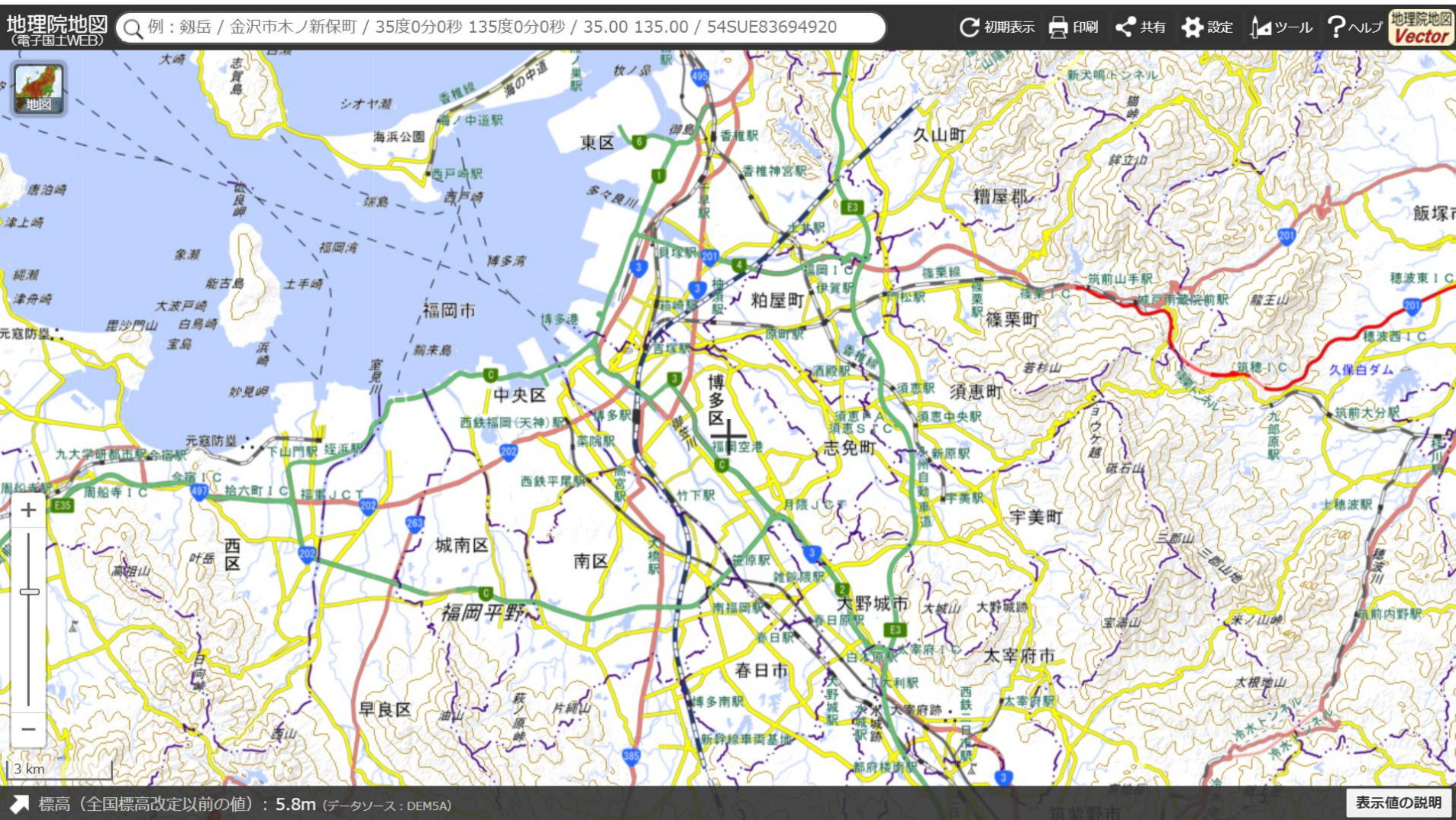
検索



4. 航空法に係る確認方法

【制限表面等の確認方法(地理院地図による確認①)】

「地理院地図」(<https://maps.gsi.go.jp>)で福岡空港の周辺の地図を開く



4. 航空法に係る確認方法

【制限表面等の確認方法(地理院地図による確認②)】

「地図」⇒「その他」⇒「他機関の情報」⇒「空港等の周辺空域(航空局)」の順に選択

地理院地図 (電子国土WEB) 例: 鋸岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE83694920 初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ 地理院地図 Vector

画面左上の「地図」をクリック

「その他」をクリック

「他機関の情報」をクリック

「各種空域情報(国土交通省航空局)」をクリック

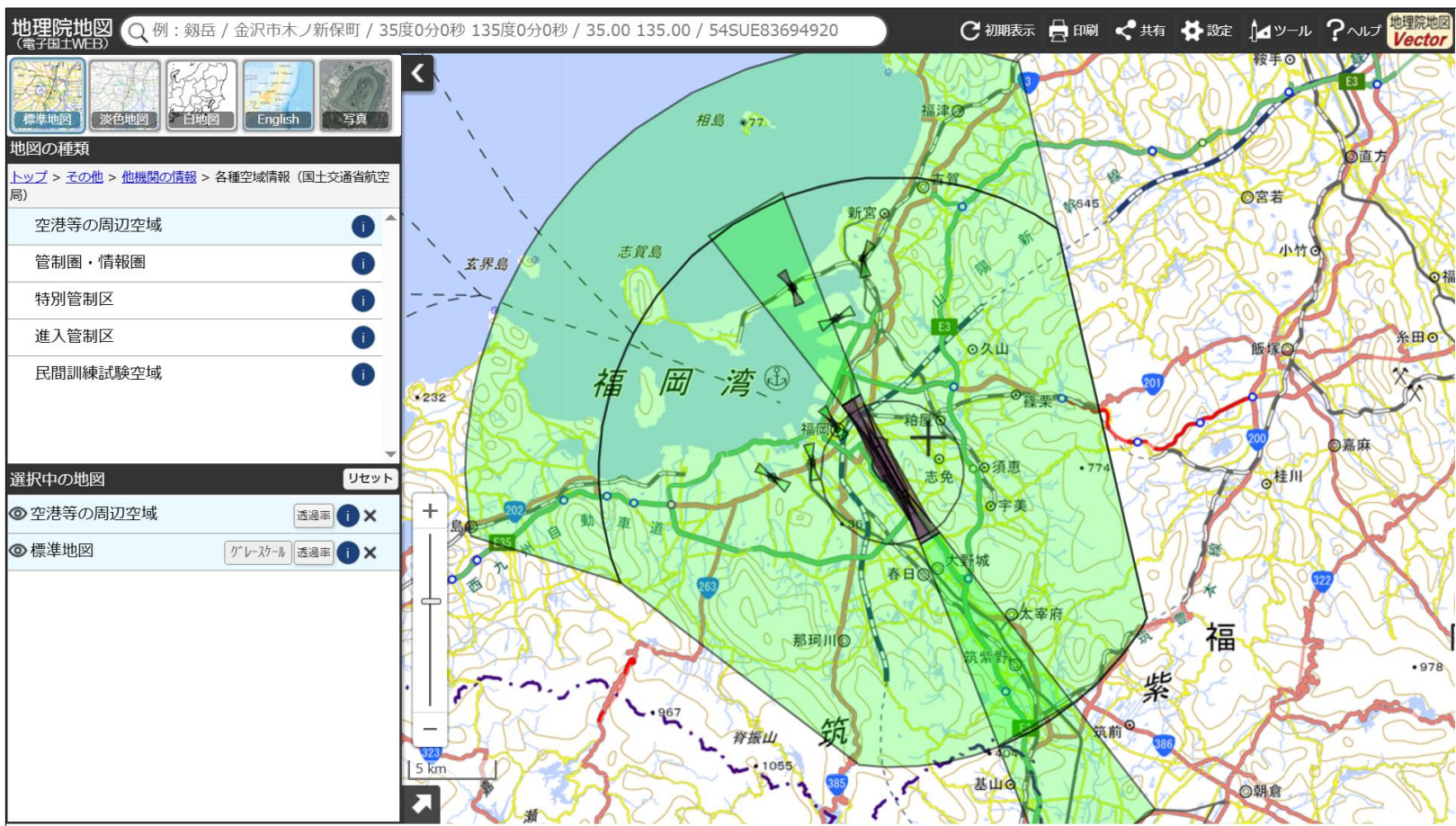
「空港等の周辺空域」をクリック

標高 (全国標高改定以前の値) : 5.8m (データソース: DEM5A) 表示値の説明

4. 航空法に係る確認方法

【制限表面等の確認方法(地理院地図による確認③)】

緑色で表示された面は上空が、紫色で表示された面が上空及び下の空域が飛行禁止の制限表面となる。同じく紫色で表示された空港敷地の上空も飛行禁止となる。



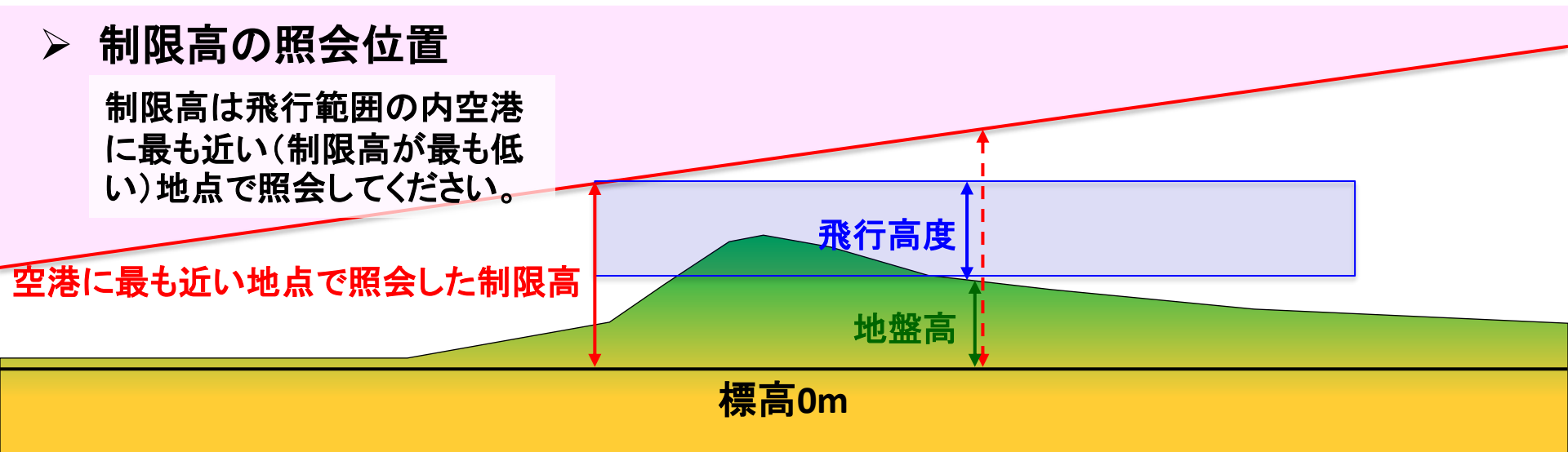
※: 福岡空港の周辺には複数のヘリポートがあり、飛行場所が当該ヘリポート(福岡空港の一部である奈多地区のリポートを除く)にかかる場合は、当該ヘリポートの管理者に問い合わせる必要がある。

4. 航空法に係る確認方法

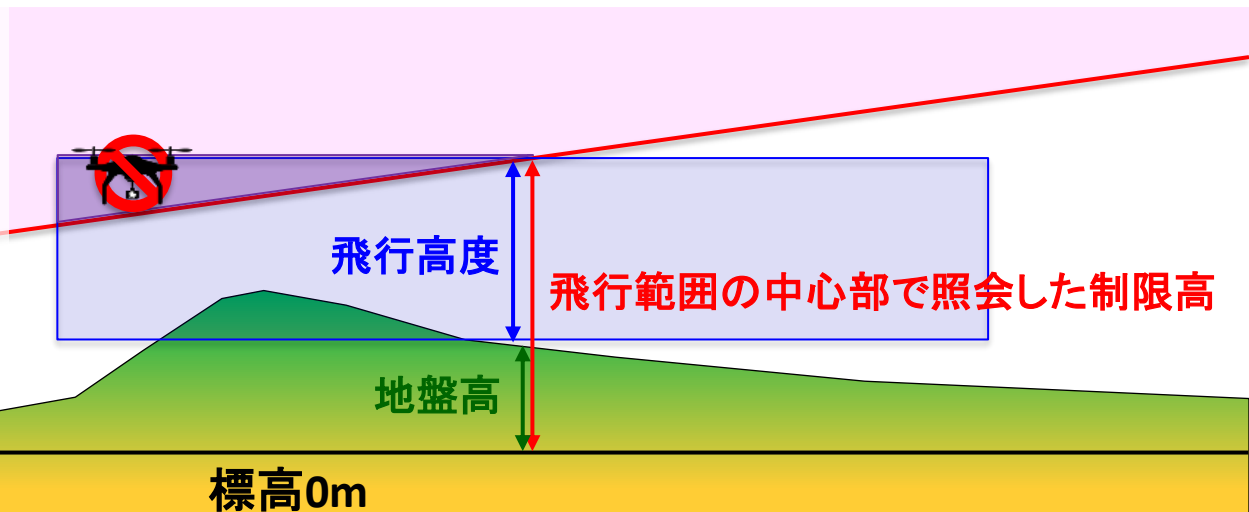
【飛行高度設定時の注意点】

➤ 制限高の照会位置

制限高は飛行範囲の内空港に最も近い(制限高が最も低い)地点で照会してください。



特に飛行範囲が広い場合、空港に最も近い(制限高が最も低い)地点の制限高を照会しなければ、意図せず制限高を超過する場合があります。

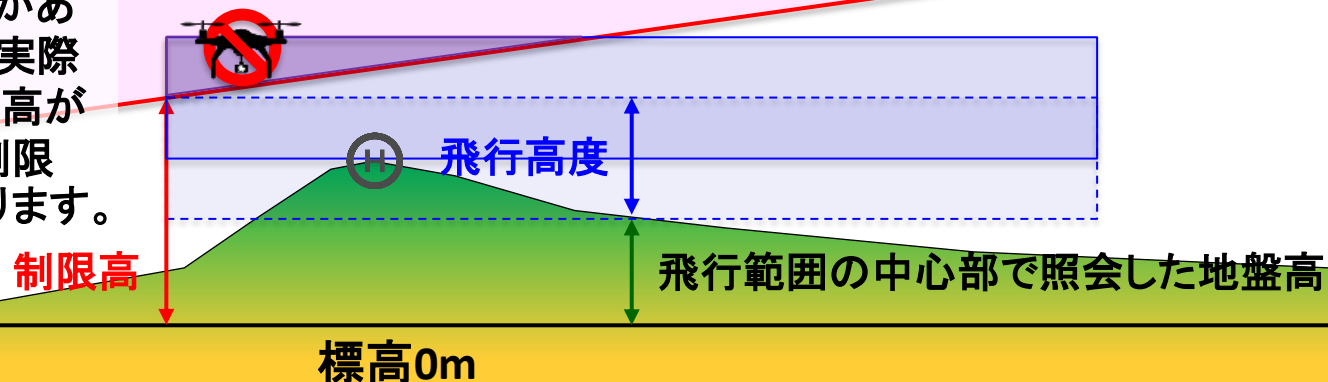


4. 航空法に係る確認方法

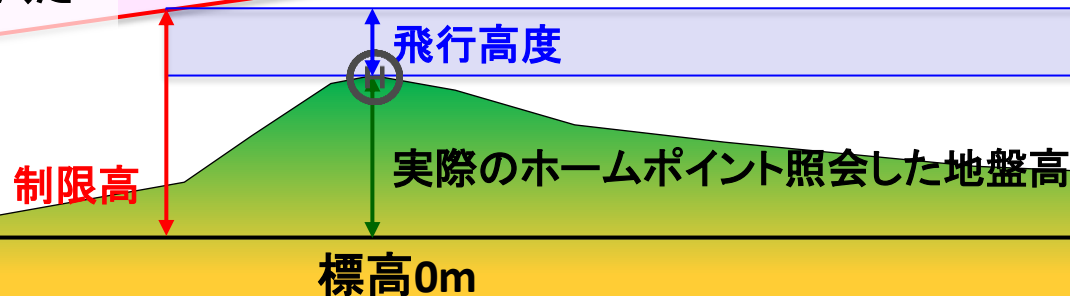
【飛行高度設定時の注意点】

➤ 地盤高の照会位置

飛行範囲の地形に起伏がある場合、照会した地点と実際のホームポイントの地盤高が異なる場合、意図せず制限高を超過する場合があります。



ホームポイントが事前に決まっていない場合は、ホームポイントとなり得る場所の内、最も高い地点で照会してください。



4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(1)】

「福岡空港高さ制限回答システム」(<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>)
にアクセス

住所: 詳細地図表示

【使用方法】

- ①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください
 - ②地図上に表示される赤いピン^①付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください
- ⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



上部に地図 (Google Map) が表示されない場合は、ご使用のWebブラウザに応じて以下の方法をお試しください

Microsoft Edge ... [Shift] + [F5]
Chrome ... [Ctrl] + [Shift] + [R] キー
(または [Shift] + [F5] キー)

操作方法は[こちら](#)(PDFファイル/751KB)

ステップ①

- 住所を入力して、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 再検索する場合、住所入力欄に再度入力し、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 福岡空港に係る高さ制限区域は福岡県及び佐賀県の一部が該当します。
- 山口県・長崎県・大分県・熊本県には、福岡空港に係る高さ制限区域はありません。

ステップ②

- 物件の設置地点をクリックしてください。その際に空港に一番近いポイントを探してください。
- 地図の下に制限名、TPが表示されます。
(クリックした地点から空港に向け直線が引かれますので、こちらを参考とし、再度、空港に一番近いポイントが選択されているかご確認ください。)

ステップ③

- 印刷されるお客様は、印刷ボタンを押してください。

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(2)】

- ①住所を検索ウインドウに入力し、
- ②「詳細地図表示」ボタンをクリック
- ③赤いピンが示す場所付近をクリック

①住所を検索ウインドウに入力 ②「詳細地図表示」ボタンをクリック

住所：

【使用方法】

住所の入力欄に住所を入力し、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
地図上に表示される赤いピン付近に設置場所/ドローンの飛行範囲の中心となる場所をクリックしてください。

⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



マークの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

※ 住所を入力していない状態で、地図をクリックしても、反応しません。

操作方法は[こちら](#)(PDFファイル/751KB)

ステップ①

- 住所を入力して、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 再検索する場合、住所入力欄に再度入力し、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 福岡空港に係る高さ制限区域は福岡県及び佐賀県の一部が該当します。
- 山口県・長崎県・大分県・熊本県には、福岡空港に係る高さ制限区域はありません。

ステップ②

- 物件の設置地点をクリックしてください。その際に空港に一番近いポイントを探してください。
- 地図の下に制限名、TPが表示されます。(クリックした地点から空港に向け直線が引かれますので、こちらを参考とし、再度、空港に一番近いポイントが選択されているかご確認ください。)

ステップ③

- 印刷されるお客様は、印刷ボタンを押してください。

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(3)】

④クリックした地点から空港の中心(標点)へ向かって線が表示されるので、飛行範囲の中で最も空港に近い場所を再度クリックする。

⑤地図の下にクリックした地点に係る「照会結果」が表示される。

住所: 大野城市中1丁目20

詳細地図表示

【使用方法】

①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください

②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください

⇒ 地図の下に照会結果が表示されます

地図

航空写真

空港の中心へ向かう線

④飛行範囲の中で最も空港に近い場所を再度クリック

⑤クリックした地点に係る「照会結果」の表示

マークの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

◆照会地 : 日本、〒816-0906 福岡県大野城市中1丁目9-30

◆制限表面の種類 : 円錐表面

◆制限高(標高) : 約62m

[建築等可能高(地表からの高さ) = 制限高(標高) - 照会地の地盤の高さ(標高)]

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による福岡空港での制限内容は以上のとおりです。

原則として制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません(※2)。

なお、下記サポートページより、福岡国際空港(株)への問い合わせ必要有無が確認できます。

操作方法は[こちら](#)(PDFファイル/751KB)

ステップ①

- 住所を入力して、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 再検索する場合、住所入力欄に再度入力し、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 福岡空港に係る高さ制限区域は福岡県及び佐賀県の一部が該当します。
- 山口県・長崎県・大分県・熊本県には、福岡空港に係る高さ制限区域はありません。

ステップ②

- 物件の設置地点をクリックしてください。その際に空港に一番近いポイントを探してください。
- 地図の下に制限名、TPが表示されます。(クリックした地点から空港に向け直線が引かれますので、こちらを参考とし、再度、空港に一番近いポイントが選択されているかご確認ください。)

ステップ③

- 印刷されるお客様は、印刷ボタンを押してください。

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(4)】

⑥「水平表面」、「延長進入表面」、「円錐表面」及び「外側水平表面」における制限高以下の空域は、「空港等周辺」の飛行禁止空域にあたらないため、「空港等周辺」の飛行許可は不要(現に保有する許可承認の範囲で飛行可能)です。

よって、これらの制限表面では「照会結果」の「制限高(標高)」は「『空港等周辺』の飛行許可を得ずに飛行可能な高度(標高／海拔高度)」と読み替えることが可能です。ただし、飛行可能な対地高度は、飛行可能な標高／海拔高度から地盤高を差し引く必要があります。

【「飛行可能高度(対地高度)」＝「制限高(標高)」－「地盤高(標高)」】

「無人航空機(重量100グラム以上)」を飛行させる場合であって、「制限表面の種類」が「進入表面」か「転移表面」の場合は、下の空域についても飛行禁止(全高度帯で飛行禁止)のため、必ず飛行許可を得る必要があります(「地理院地図」で「福岡空港敷地」と表示されている場合も同様です)。

照会結果

◆照会地 : 日本、〒816-0906 福岡県大野城市 中1丁目9-30

◆制限表面の種類 : 円錐表面

「無人航空機」は、「進入表面」、「転移表面」及び「福岡空港敷地」は全ての高度帯が飛行禁止

◆制限高(標高) : 約62m

[建築等可能高(地表からの高さ) = 制限高(標高) - 照会地の地盤の高さ(標高)]

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(5)】

飛行範囲が広い場合、空港に最も近い地点とそうではない地点とでは制限高に違いが生じます(水平表面・外側水平表面を除く)。

このケースでは最も近い地点(標高約62m)と約3mの差があります。

住所: 大野城市中1丁目20

詳細地図表示

【使用方法】

①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください

②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください

⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



マークの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

◆照会地 : 日本 〒816-0906 福岡県大野城市中1丁目21-16

◆制限表面の種類 : 円錐表面

◆制限高(標高) : 約65m

[建築等可能高(地表からの高さ) = 制限高(標高) - 照会地の地盤の高さ(標高)]

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による福岡空港での制限内容は以上のとおりです。

原則として制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません(※2)。

なお、下記サポートページより、福岡国際空港(株)への問い合わせ必要有無が確認できます。

操作方法は[こちら](#)(PDFファイル/751KB)

ステップ①

- 住所を入力して、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 再検索する場合、住所入力欄に再度入力し、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 福岡空港に係る高さ制限区域は福岡県及び佐賀県の一部が該当します。
- 山口県・長崎県・大分県・熊本県には、福岡空港に係る高さ制限区域はありません。

ステップ②

- 物件の設置地点をクリックしてください。その際に空港に一番近いポイントを探してください。
- 地図の下に制限名、TPが表示されます。(クリックした地点から空港に向け直線が引かれますので、こちらを参考とし、再度、空港に一番近いポイントが選択されているかご確認ください。)

ステップ③

- 印刷されるお客様は、印刷ボタンを押してください。

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(6)】

人が住んでおらず「丁目・番地・号」が無い場所の制限高を確認したい場合は、地理院地図又はグーグルマップで緯度経度を入力して照会することができます。

地理院地図 (電子国土WEB) 例: 剣岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE83694920 初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ Vector



矢印をクリックして表示を切り替えると緯度経度を含む詳細情報を確認できる

あ 福岡県大野城市大字乙金 (付近の住所。正確な所座を示すとは限らない。)
33度33分11.51秒 130度29分58.75秒 33.553198,130.499654 緯度経度(10進法)コピー
UTMポイント: 52SFC39211362
標高(全国標高改定以前の値): 114.9m (データソース: DEM5A)

表示値の説明

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(7)】

人が住んでおらず「丁目・番地・号」が無い場所の制限高を確認したい場合は、地理院地図又はクーグルマップで緯度経度入手して照会することができます。

Google マップを検索する

レストラン ホテル アクティビティ 美術館、博物館 交通

位置情報を取得したい場所にカーソルを合わせ
右クリックすることで緯度経度の取得が可能

33.55315, 130.49977

- この場所を共有
- ここからのルート
- ここへのルート
- この場所について
- 付近を検索
- 印刷
- 地図に載っていない場所を追加
- 自身のビジネス情報を追加
- データの問題を報告する
- 距離を測定

大野城スカイ
ゴルフセンター
サンハイツ乙金
月見ヶ丘公園
セブンイレブン
大野城乙金東1丁目店
株式会社ニシダ
有限会社サエ
エレッツ

Google

画像 ©2025 Airbus, Maxar Technologies, 地図データ ©2025 日本 利用規約 プライバシー サービスに関するフィードバックを送信 100 m

4. 航空法に係る確認方法

【制限高の確認方法(8)】

人が住んでおらず「丁目・番地・号」が無い場所の制限高を確認したい場合は、地理院地図又はクーグルマップで緯度経度を入力して照会することができます。

住所 詳細地図表示

緯度経度(10進法)で検索可能

- 【使用手順】
- ①照会したい場所の緯度経度(10進法)を入力してください。
 - ②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください。
- ⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



マークの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

- ◆照会地 : HF3X+7R 日本、福岡県大野城市
- ◆制限表面の種類 : 円錐表面
- ◆制限高(標高) : 約87m
[建築等可能高(地表からの高さ) = 制限高(標高) - 照会地の地盤の高さ(標高)]

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による福岡空港での制限内容は以上のとおりです。

原則として制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません(※2)。

なお、下記サポートページより、福岡国際空港(株)への問い合わせ必要有無が確認できます。

操作方法是[こちら](#)(PDFファイル/751KB)

ステップ①

- 住所を入力して、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 再検索する場合、住所入力欄に再度入力し、「詳細地図表示」ボタンを押してください。
- 福岡空港に係る高さ制限区域は福岡県及び佐賀県の一部が該当します。
- 山口県・長崎県・大分県・熊本県には、福岡空港に係る高さ制限区域はありません。

ステップ②

- 物件の設置地点をクリックしてください。その際に空港に一番近いポイントを探してください。
- 地図の下に制限名、TPが表示されます。(クリックした地点から空港に向け直線が引かれますので、こちらを参考とし、再度、空港に一番近いポイントが選択されているかご確認ください。)

ステップ③

- 印刷されるお客様は、印刷ボタンを押してください。

4. 航空法に係る確認方法

【地盤高の確認方法(1)】

上部の検索ウィンドウに薄字で示された形式に従って飛行予定場所(住所等)を入力し、「Enter」

地理院地図
(電子国土WEB)

Q 例: 剣岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE83694920

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ 地理院地図 Vector

標準地図 淡色地図 白地図 English 写真

地図の種類

トップ > その他 > 他機関の情報 > 各種空域情報 (国土交通省航空局)

空港等の周辺空域

【入力例】

相島

新宮

宮若

直方

綾

新

3545

3

E3

綾手

地理院地図
(電子国土WEB)

Q 福岡県大野城市中1丁目20

住所

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ 地理院地図 Vector

特別官制区

地理院地図
(電子国土WEB)

Q 33度33分14.80秒 130度28分59.22秒

緯度・経度(60進表記)

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ 地理院地図 Vector

民間訓練試験空域

地理院地図
(電子国土WEB)

Q 33°33'14.80" 130°28'59.22"

緯度・経度(60進表記)

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ 地理院地図 Vector

地理院地図
(電子国土WEB)

Q 33.602498,130.442916

緯度・経度(10進表記)

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ 地理院地図 Vector

◎ 空港等の周辺空域 透過率 ⓘ ×

◎ 標準地図 グレースケール 透過率 ⓘ ×

5 km

島

動

車

道

263

262

春日

大野城

宇美

那珂川

太宰府

筑紫野

福

紫

筑

基山

朝倉

978

967

1055

脊振山

4. 航空法に係る確認方法

【地盤高の確認方法(2)】

住所で検索した場合は、左上に表示される検索結果をクリック
赤いフラグの位置が当該場所となる

地理院地図 (電子国土WEB)

福岡県大野城市中一丁目20番

検索結果: 1件中1件表示 協力: 東大CSIS

都道府県: 福岡県 市区町村: 大野城市

すべて

福岡県大野城市中一丁目20番

検索結果をクリック

当該場所

50 m

表示値の説明

4. 航空法に係る確認方法

【地盤高の確認方法(3)】

当該場所が制限表面等にあたる場合(緑色又は紫色で表示されている場合)は、当該場所をクリックすることにより、該当する制限表面等の名称が表示される

地理院地図 (電子国土WEB)

福岡県大野城市中1丁目20番

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ

検索結果:1件中1件表示 協力:東大CSIS

都道府県 市区町村

すべて

福岡県大野城市中一丁目20番
福岡県大野城市

福岡空港円錐表面

当該場所付近をクリックすると、該当する制限表面の名称がポップアップする。

標高(全国標高改定以前の値): 34.6m (データソース: DEM5A)

表示値の説明

4. 航空法に係る確認方法

【地盤高の確認方法(4)】

緯度経度で検索した場合は、中心十字線の位置が当該場所となる



4. 航空法に係る確認方法

【地盤高の確認方法(5)】

中心十字線の位置における概ねの地盤高が、画面左下に表示される
数値の精度は、画面右下の「表示値の説明」をクリックすることにより得られる

地理院地図 (電子国土WEB) 大野城市中1丁目20-1

初期表示 印刷 共有 設定 ツール ヘルプ

検索結果:1件中1件表示 協力:東大CSIS

都道府県 市区町村

すべて

福岡県大野城市中一丁目20番
福岡県大野城市

市立御陵中学校

中一丁目

中心十字線の位置における地盤高

表示値の説明

標高 (全国標高改定以前の値) : 34.6m (データソース: DEM5A)

表示値の説明

外側水平表面

円錐表面

対地150m

進入表面

延長進入表面

水平表面

塔台

管制室

着陸帯

空港敷地

概ね 1,000m

概ね 1,000m

断面

小型無人機等飛行禁止法

航空法(第132条の85)

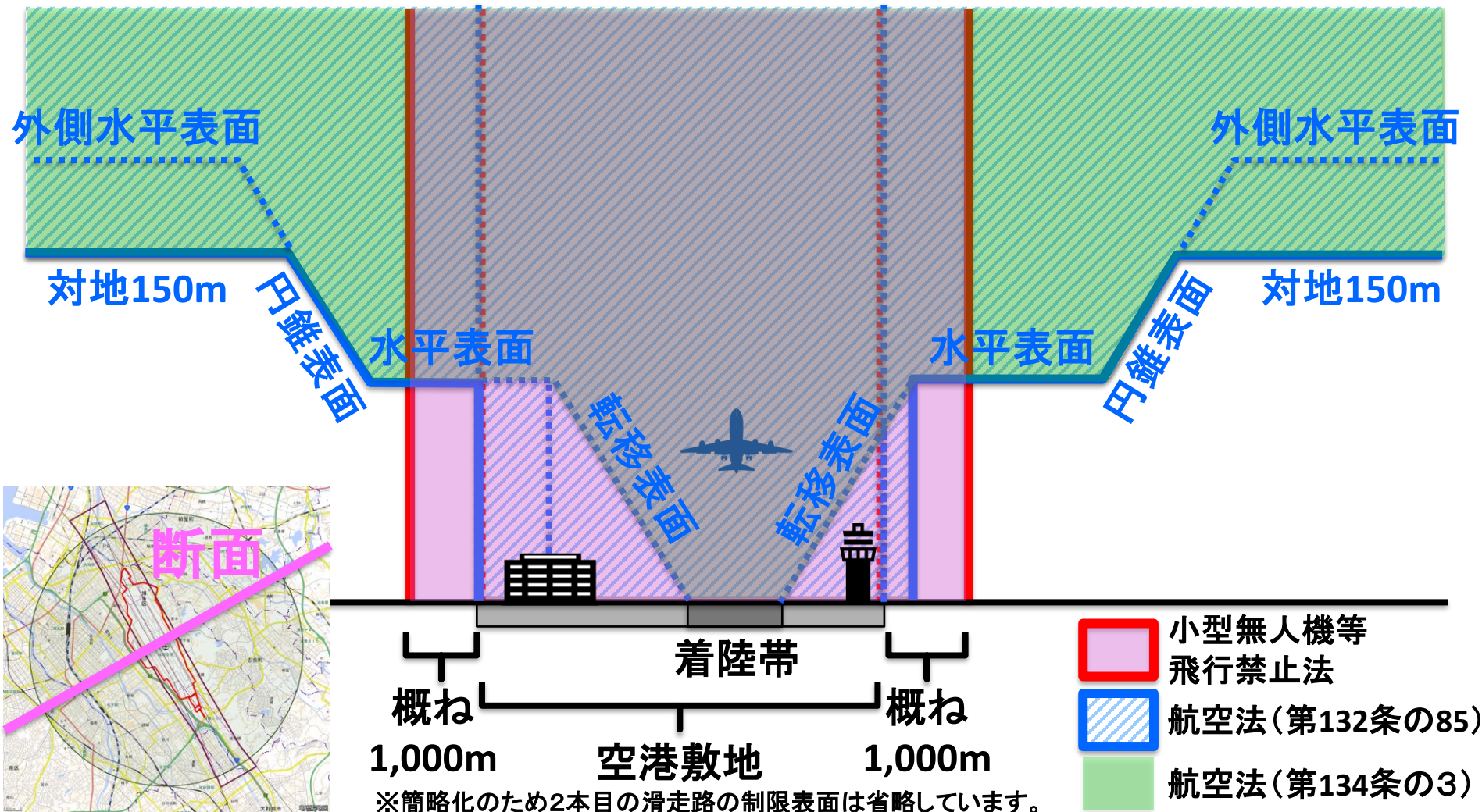
航空法(第134条の3)

※簡略化のため2本目の滑走路の制限表面は省略しています。

5. 小型無人機等飛行禁止法と航空法の関係

【小型無人機等飛行禁止法と航空法の飛行禁止空域の関係②】

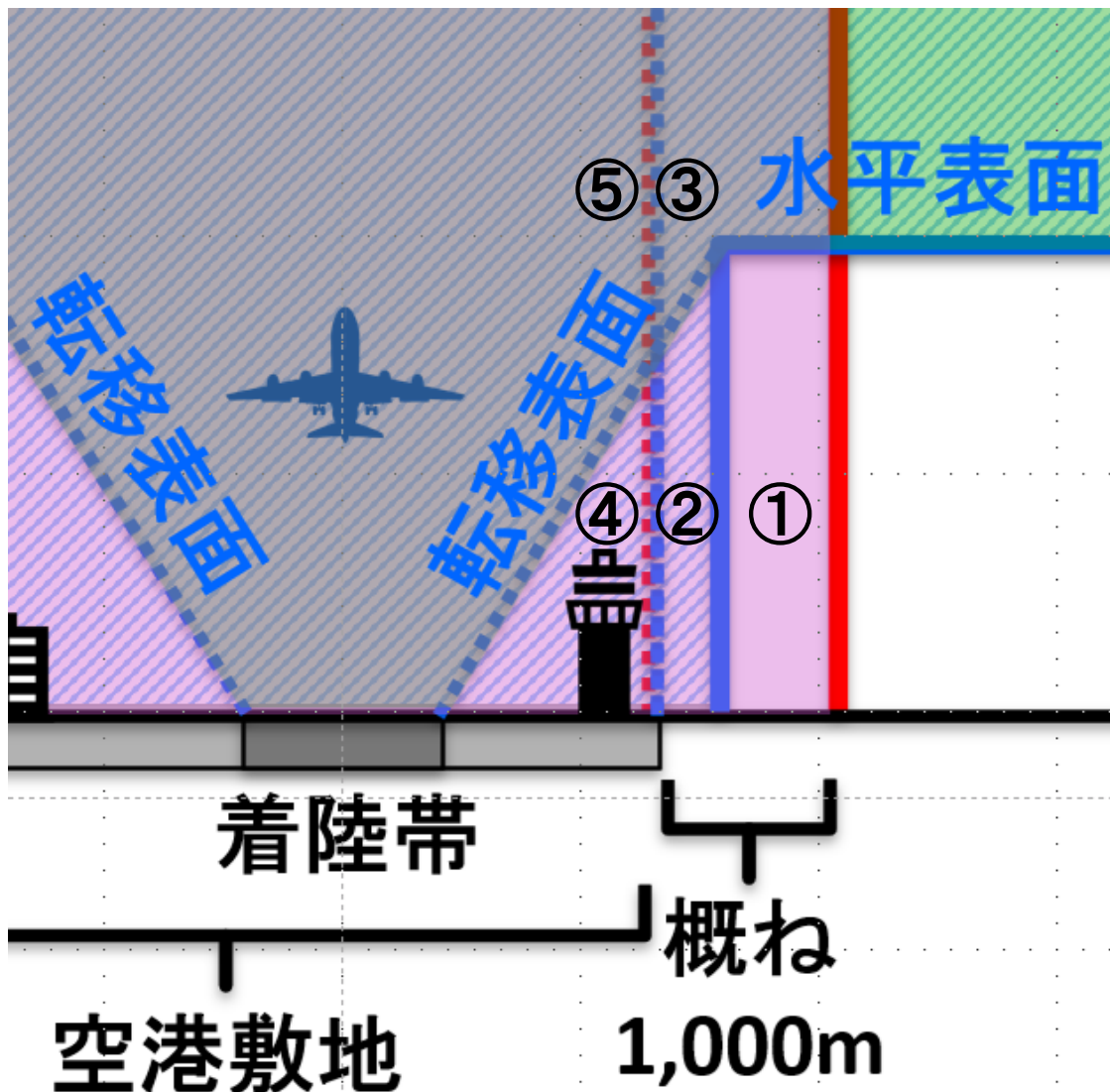
小型無人機等飛行禁止法と航空法の飛行禁止空域の関係は下図の通りです。
両方の法律による規制がある空域の場合、それぞれに手続きが必要です。



5. 小型無人機等飛行禁止法と航空法の関係

【必要な手続きの一例】

必要な手続きの一例として、次の5つケースについて示します。



- ① 空港敷地の外
水平表面の下
概ね1,000mの範囲内
- ② 空港敷地の外
転移表面の下
概ね1,000mの範囲内
- ③ 空港敷地の外
転移表面の上
概ね1,000mの範囲内
- ④ 空港敷地の中
転移表面の下
- ⑤ 空港敷地の中
転移表面の上

5. 小型無人機等飛行禁止法と航空法の関係

【必要な手続きの一例】

ケース	100グラム以上		100グラム未満(※2)	
	小型無人機等 飛行禁止法	航空法 第132条の85(飛行 の禁止空域)(※1)	小型無人機等 飛行禁止法	航空法 第134条の3(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)
①	飛行前の通報	なし	飛行前の通報	なし
②	飛行前の通報	「空港周辺」の飛行 許可取得	飛行前の通報	なし
③	飛行前の通報	「空港周辺」の飛行 許可取得	飛行前の通報	第134条の3の許可取得
④	飛行の同意取得 飛行前の通報	「空港周辺」の飛行 許可取得	飛行の同意取得 飛行前の通報	なし
⑤	飛行の同意取得 飛行前の通報	「空港周辺」の飛行 許可取得	飛行の同意取得 飛行前の通報	第134条の3の許可取得

- ①敷地外、水平表面下、概ね300mの範囲内
②敷地外、転移表面下、概ね300mの範囲内
③敷地外、転移表面上、概ね300mの範囲内
④敷地内、転移表面下
⑤敷地内、転移表面上

※1: 福岡空港の近傍では人口集中地区(DID)にも該当する
場合が多く、その際は別途航空法上の許可、技能証明+機
体認証、係留等の措置が必要です。

※2: 標準形態で100グラム未満であっても大容量バッテリー搭
載で当該重量を超過すると「無人航空機」扱いとなります。

6. 飛行させる場合のお願い(飛行計画の登録)

【飛行計画の登録】

令和4年12月5日の改正航空法施行以前から、航空法に基づく許可・承認を受けて飛行を行う場合には、無人航空機の飛行予定に係る情報を飛行情報共有システム(FISS)に入力することとされていました。

改正航空法では、第132条の88(飛行計画)により、特定飛行を行う場合には、あらかじめ当該特定飛行の日時、経路その他国土交通省令で定める事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならない(※)とされており、違反時には罰則(30万円以下の罰金:同法第157条の10第1項第10号)が適用される場合があります。

※:国が提供するドローン情報基盤システム(DIPS2.0)(飛行計画通報機能)を用いて事前に通報することとされています。

《福岡国際空港株式会社からのお願い》

「無人航空機の飛行の安全に関する教則」では、「特定飛行に該当しない無人航空機の飛行を行う場合であっても、飛行計画を通報することが望ましい。」とされています。空港の周辺における飛行情報を共有して頂くことは、空港の安全確保の上で非常に有益ですので、是非とも通報をお願いいたします。

6. 飛行させる場合のお願い(飛行計画の登録)

【飛行計画の登録要領】

DIPS2.0(飛行計画通報機能)の入力に関しては、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長から発出された「無人航空機の飛行計画の通報要領」(令和4年11月3日 制定(国空無機第223045号))(※)によることとされています。

※: <https://www.mlit.go.jp/common/001878897.pdf>

飛行計画通報への**高度入力については対地高度**で行うことになっていますのでご注意ください。

＜＜高度入力要領＞＞

5. 飛行計画の通報要領

(2) 飛行計画の通報事項の入力

d) 飛行の内容

サ) 飛行高度

当該飛行の飛行高度について入力をする。巡航高度等、当該飛行で多用する高度又は最大高度で対地高度(AGL)とし、単位はメートル(m)として入力をする。

6. 飛行させる場合のお願い(飛行情報の共有)

【ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能)「飛行計画の登録」画面】

「飛行計画の登録」機能の新規登録画面では、地図上に飛行計画の参考となる全ての飛行禁止空域がデフォルトで表示されています。

国土交通省
DIPS
使い方 よくある質問・お問い合わせ さん

メニュー > 飛行計画一覧 > 飛行計画 | 新規作成

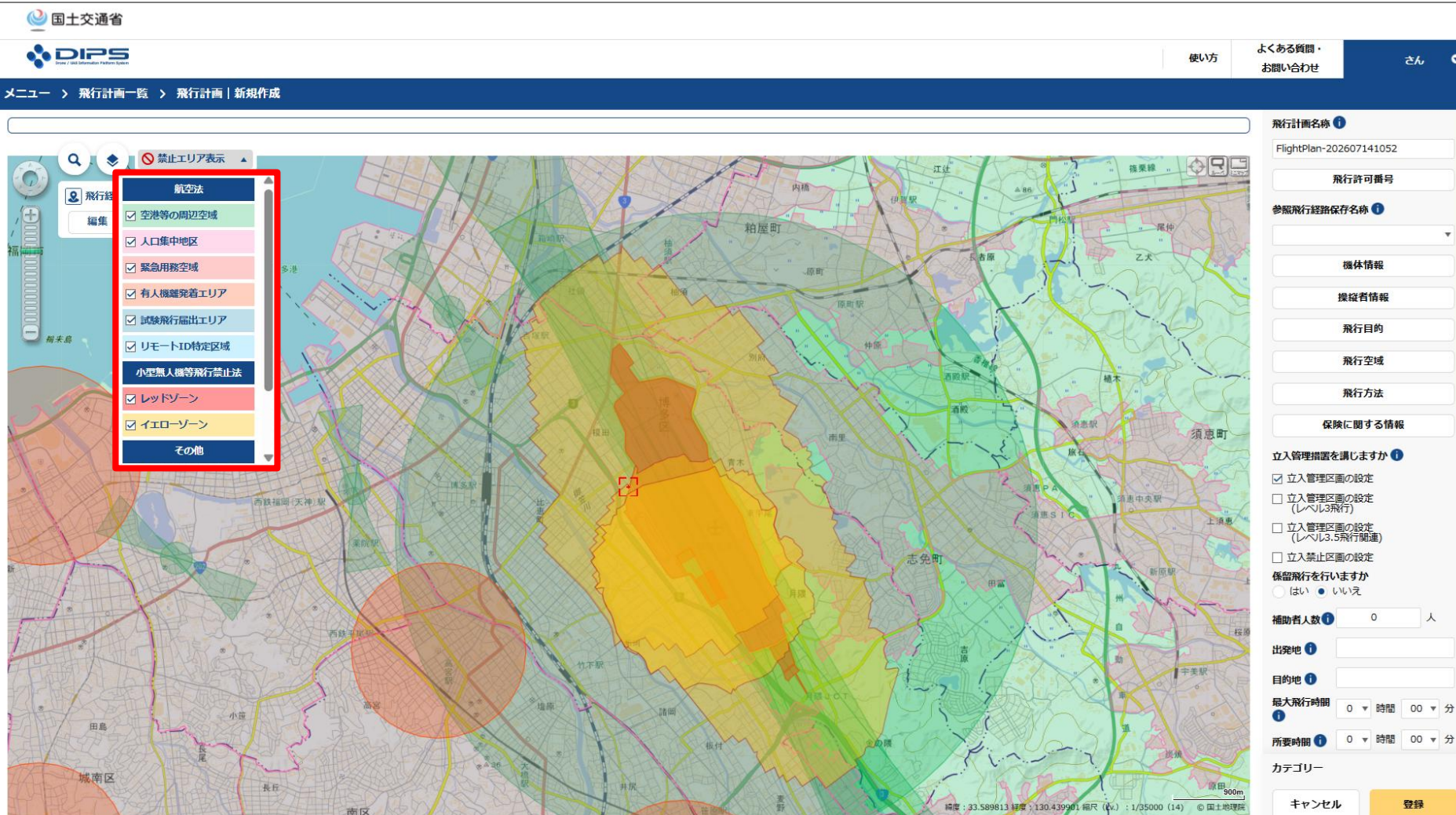
飛行計画名称 ①
FlightPlan-202607141052
飛行許可番号
参照飛行経路保存名称 ①
機体情報
操縦者情報
飛行目的
飛行空域
飛行方法
保険に関する情報

立入管理措置を講じますか ①
☒ 立入管理区画の設定
☐ 立入管理区画の設定 (レベル3飛行)
☐ 立入管理区画の設定 (レベル3.5飛行関連)
☐ 立入禁止区画の設定
係留飛行を行いますか
☐ はい ☒ いいえ

補助者人数 ① 0 人
出発地 ①
目的地 ①
最大飛行時間 ① 0 時間 00 分
所要時間 ① 0 時間 00 分
カテゴリー

キャンセル 登録

航空法
☒ 空港等の周辺空域
☒ 人口集中地区
☒ 緊急用務空域
☒ 有人機離着陸エリア
☒ 試験飛行届出エリア
☒ リモートID特定区域
小型無人機等飛行禁止法
☒ レッドゾーン
☒ イエローゾーン
その他



6. 飛行させる場合のお願い(飛行情報の共有)

【ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能)「飛行計画の登録」画面】

また、計画を登録する際に違反している可能性のあるルールについて「確認事項」が表示されます。

- 「**空港等の周辺空域の飛行禁止**」という確認事項が表示された場合は、該当する制限表面と制限高・地盤高を確認し、**制限に抵触しないように飛行計画を見直すか飛行許可を取得**してください。
 - ◆ 進入表面、転移表面又は空港敷地にあたる場合は全高度帯で飛行禁止
 - ◆ 上記以外は、制限高(標高)から地盤高を差し引いた数値が「空港周辺」の飛行許可を得ずに飛行可能な対地高度(地盤高が制限高より高い場合は飛行許可が必須)
- 「**小型無人機等飛行禁止法に基づく空域の飛行禁止**」という確認事項が表示された場合、**飛行させるためには同法に基づく手続きが必要**ですので、福岡国際空港株式会社の問い合わせ先(092-623-0637)にご連絡下さい。

確認事項

下記内容について、ルールを順守しているか確認してください。

違反している可能性のあるルール

- 空港等の周辺空域の飛行禁止
- 空港等の周辺空域の飛行禁止
- 小型無人機等飛行禁止法に基づく空域の飛行禁止

閉じる

登録